

平成27年度 社会福祉法人明照福祉会 事業計画

様々な環境の変化からもたらされる福祉的な課題は常に変化していますが、近年は、多様な問題が複雑に絡み合い、一つひとつの課題が深刻化しています。多くの課題がある中で、最近、特に「生活困窮者」への支援の必要性が言われており、平成27年4月から「生活困窮者自立支援法」が施行されます。生活が困窮する状態になるには、それぞれ要因が異なりますが、経済的な貧困に関連する問題から、このような状態になることが多いと言われ、明治期から戦後間もないころにかけての福祉の最大の課題であった貧困の問題は、21世紀となった現在においても、依然として根深い問題として残っています。

「生活困窮者自立支援法」の施行により、自治体を中心に生活困窮者に対して、自立のための相談支援、離職により住宅を失った者への住居確保給付金の支給、就労のための準備や訓練あるいは就労の場の提供などの様々な支援がなされることとなりますが、一部の取り組みについては、社会福祉法人が担い手となることが期待されています。戦前は、篤志家と呼ばれる個人が、特に貧困対策を中心に、生活困窮者への支援を行っていましたが、この活動が今日の社会福祉法人の礎となっていることを考えると、「生活困窮」に関する問題への取り組みは、社会福祉法人の活動の原点であり、また、その問題の解決は果たさなければならぬ使命として、積極的にこの活動に関わっていく必要があります。

ここ数年、社会福祉法人に対しては、大変厳しい批判がなされています。「非課税扱いに相応しい運営がなされていない」、「経営の透明性が不足している」、「地域への貢献が不十分である」など、社会福祉法人制度の根幹に関わるものが指摘されていることから、国の社会保障審議会福祉部会において社会福祉法人制度の見直しについて議論がなされ、平成27年2月に報告書がまとめられました。今後は、この報告書に基づき社会福祉法が改正され、社会福祉法人制度の抜本的な見直しが行われることとなります。

ここでは、理事会や評議員会等の経営組織のあり方、情報開示等の経営の透明性の確保、地域における公益的な取り組みのあり方等の見直しが行われ、これまで以上に、より高い公益性や非営利性を担保できる組織へと生まれ変わることが求められています。社会福祉法の改正は平成27年度中に行われる予定であるため、この見直しへの対応は最重要課題として取り組む必要があります。

また、平成27年度は、児童、高齢、障がいのすべての分野において制度改正が行われます。高齢と障がいの分野については、従来の3年に1回の介護保険法や障害者総合支援法に関連する制度あるいは報酬単価等の見直しですが、児童分野については、新たに施行される「子ども・子育て支援法」に基づく制度の見直しであり、認可保育所にとっては、昭和22年に児童福祉法が制定されて以来の大きな制度改正であるといえます。

このような制度改正は、その時々新たな課題への対応が大きな目的であり、サービスを利用する方々にとって重要な意味を持ちますが、一方で、制度や仕組みが変わることが十分に周知されず、サービス提供者が制度改正に十分に対応していない状況では、サービス利用者に大きな混乱を生じさせることとなります。そのため、サービス提供者の立場として、サービス利用者をはじめとした地域住民に不利益が生じることがないよう、この制度改正にしっかりと対応しなければなりません。また、社会福祉法第4条の趣旨に則り、法人あるいは施設・事業所としてだけでなく、職員一人ひとりも地域福祉の推進を担う立場として、それぞれが所属する施設・事業所が所在する地域や、それぞれが居住する地域において、地域住民等と相互に協力し、この大きな変革に対応する必要があります。

平成27年度は、社会福祉法の改正をはじめ、社会福祉法人制度の見直し、児童、高齢、障がいの各分野の制度改正等、大きな変革の年となります。変わりゆく制度、新たな課題等に対応することは勿論ですが、変化への対応に注力しすぎると、物事が大きく変わる中でも変わることのない大切なことを見落とし、結果として表面を繕うだけの対応となってしまいます。

「福祉」とは、人々の「幸せ」であり、「福祉の仕事」は、人々が幸せに暮らしていくことを支えることです。それぞれの時代において、優先して取り組むべき福祉的課題は異なりますが、「人々が幸せに暮らしていくことを支える」という考え方は、どの時代においても共通する、変わることのない大切な考え方であり、これこそが社会福祉法人が活動する際の「理念」であるといえます。物事が大きく変わる時だからこそ、私たちは何のために働いているのか、誰のために仕事をしているのかということ改めて考え

る必要があり、すべての職員が、この「理念」を共通基盤として、制度改正や新たな課題に取り組むことが必要です。

平成27年度は、活動の「原点」に立ち返り、「理念」を自ら見つめ直すとともに、今後の福祉を取り巻く環境の変化等に対応するため、次の7つの重点事項について、具体的に取り組みます。

(1) 社会福祉法人としてのあり方の検討

非課税扱いにふさわしい活動とは何か、経営の高度化や透明性の確保、適正な法人規模など、現在、社会福祉法人に対して投げかけられている課題に対して、本会としての明確な回答を出すとともに、明照福祉会が社会福祉法人であることの意義を、あらゆる機会を通して地域に対して、わかりやすく説明しなければなりません。そのためには、すべての職員が社会福祉法人の一員であることを自覚し、一人ひとりが社会福祉法人が存在する意義を考え、それに相応しい行動をとることが必要です。

(2) 平成27年度の制度見直しへの対応

制度の見直しは、事業者だけでなく利用者等もその影響を強く受けるため、利用者等が混乱することのないように、法人全体で見直しの方向性やその内容を十分に把握し、その対応に努めます。

また、制度の変わり目は、新たな取り組みを始める好機でもあるため、地域のニーズを把握し、求められているサービスについて、制度内外を問わず、その事業化について検討するとともに、対応できるものについては、平成27年度中に事業化できるように努めます。

(3) 制度内の福祉サービスの充実・強化

制度改正等にいち早く対応し、制度改正等が利用者等や経営に与える影響を最小限に止めます。その上で、既存の施設・事業所のサービスの質を高める取り組みを行うことで、利用者等の様々な問題の解決を図り、生活の安定を支援します。

また、利用者等のサービスへの満足度が向上することにより、安定した施設・事業所の経営を行うことができ、経営が安定することにより、「制度外の福祉サービス」へ挑戦できる環境を整えることができます。

(4) 制度外の福祉サービスへの挑戦

既存の制度等では対応できない新たな課題やニーズに対して、社会福祉法人の使命、責務として、積極的に対応し、その課題解決に挑戦します。

(5) 地域への貢献

施設・事業所が所在する地域において、それぞれの特性を活かし、社会福祉法人としての地域貢献を積極的に推進します。

(6) 災害への備え

日頃から災害による被害を最小限にとどめる事前の取り組みを行うとともに、災害が発生した時には、利用者等の生命の安全を第一に、即対応できる体制の整備に努めます。

また、宮崎市が進めている福祉避難所について、施設・事業所の地理的環境や物理的環境等が適しているのであれば、積極的にその指定を受け、災害時において地域に貢献できるよう、その環境の整備に努めます。

(7) 職員育成システムの再構築

上記(1)～(6)を実現可能とするため、サービスの提供に携わる職員一人ひとりの意識の向上を図るとともに、知識、技術の向上のため、職員を育成するためのシステムの再構築を図ります。また、従来の正職員登用試験については、当初の目的を達成できたため、新規正職員採用試験と統合する等、職員の内部登用及び新規採用のあり方を直し、今後も変化し続ける環境に対応するため、新たな人材の確保に努めます。

平成27年度は、上記のような現状認識に基づき法人としての取り組みを行いますが、児童、高齢、障がい等の各分野においては、それぞれの分野ごとに固有の問題があり、その解決も急がれるところです。そこで、対応可能なものについては、法人内の各部門において積極的に取り組みを行っていきます。

各部門における主な取り組み内容については、次のとおりです。

児童福祉部門

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。認可保育所にとって、この制

度の導入は、昭和22年の児童福祉法制定以来の大変革であるといっても過言ではありません。制度の仕組みとしては、従来の認可保育所の制度が残りましたが、乳幼児への保育・教育のあり方に対する考え方、また、社会が保育所に求める役割等についても大きく変わっています。この考え方や求められる役割の変化への対応は勿論ですが、まずは、新制度の導入により、サービス利用者及び地域住民が混乱することがないように、しっかりと対応していきます。

新たな制度へ対応する前提として、これまで培ってきた取り組みを踏まえる必要があります。制度が変わり、保育が様々なサービスの形で提供されることとなりますが、利用者が求めるものは「保育」であるため、これまで取り組んできた日常の保育をさらに充実するとともに、延長保育や一時預かり、休日保育、障がい児保育、園庭開放等の事業も新たな制度に合わせて見直ししながら充実し、継続して実施します。

例えば、障がい児については、保育が必要であるにも関わらず、事業者側の都合等で利用できないことがあり、新たな制度になっても、このことの改善は難しいと指摘されています。今後も、様々な事情から、保育を必要とするにも関わらず利用できない方々が生じることが考えられますが、このような方々にサービスを提供するのが社会福祉法人の使命であり、責務であるため、そのための環境整備等に努める必要があります。

特に、障がい児については、集団生活の場としての保育だけではなく、「療育」の視点からの支援が必要な場合があるため、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の「児童発達支援事業」と「放課後等デイサービス」の実施も含めて、今後のサービスのあり方について検討するとともに、積極的に受け入れていく必要があります。

また、病後児保育についても、ニーズはあるが環境が整わないために実施できていないため、平成27年度中に事業を開始できるよう、その環境の整備に努めます。

就学児童については、これまでどおり、佐土原児童クラブや、原口保育園と佐土原保育園で実施する学童保育において対応します。また、佐土原小学校区内にある明照保育園と佐土原保育園、佐土原児童クラブに加え、明照保育園と姉妹園の関係にある佐土原幼稚園との連携をさらに強化し、保・幼・小の具体的な連携のあり方について、取り組みを行います。

今後求められる多様な保育に対応するためには、保育士等の質の向上が欠かせません。そこで、明照保育園では、他の2園と十分に連携・協力し、保育士等の育成や新たな保育技術の開発等の機能を有する、法人内保育所の中核として位置づけ、その機能を発揮できるよう環境の整備に努めます。

高齢者福祉部門

平成12年に介護保険制度がスタートし、その後、3年に1回の頻度で制度の見直しが行われてきましたが、平成27年4月の制度改正では、引き続き「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを行うことを鮮明にする一方で、特別養護老人ホームやデイサービスセンター等の一部のサービスにおける介護報酬単価の大幅な削減や利用対象者の制限等の見直しが行われました。本会の高齢者福祉部門の中心は「デイサービスセンター」であるため、今回の見直しによる大きな影響は避けられない状況です。

また、「地域包括ケア」においては、高齢者の住まいを中心として、日常生活圏域において、医療や介護サービス、配食等の多様な生活支援サービス等をニーズに応じて適切に組み合わせ、継続的に行うこと、そのためのシステムをどのように構築するかが課題であるといえます。その中でも高齢者の「住まい」を、住み慣れた地域においてどのように確保していくのが重要な課題であるため、新たな住宅型有料老人ホームの設置やグループホーム明照のユニット増等、自宅から住み替えが必要となった場合の高齢者の住まいの確保を重点課題として取り組んでいく必要があります。

今回の制度改正では、今後、介護保険では中重度の介護度の方及び認知症の方に対応し、サービスを24時間、365日提供する体制を目指すことも明確になりました。高齢者の生活を支えるためには、サービスの24時間化、365日化は、避けては通れないことであるため、そのための体制整備に取り組めます。また、これらのサービスを担う人材、特に早朝、夜間の対応、夜勤や宿直ができる人材の確保が急務であることから、これらの人材を確保するとともに、多様な変化に対応できる人材の育成を行う必要があります。これらの取り組みを行うことで、多様な施設・事業所、多様な人材を持つことができ、それによって様々な機能を有することができるため、地域に対して有益な活動を行うことができるといえます。

平成27年度は、制度改正への対応は勿論ですが、高齢者福祉の将来を見据えた「経営戦略」を持ち、多様な変化に対応するための「人材育成」を行い、公益性や非営利性の高い法人として、また地域の

員として、「地域貢献」を行っていくことを重点課題として取り組んでいきます。

障がい者福祉部門

平成26年度から、新たな事業として相談支援事業を開始しました。現在は、那珂の郷の利用者を中心にサービス等利用計画書の作成を行っていますが、今後は地域の方々等、その対象を拡大していく必要があります。障がい者の生活を支えるためには、この事業は重要な意味を持つため、今後もこの事業の体制及び機能の強化に努めていきます。

平成27年4月の制度改正では、制度の仕組みについての大きな変更はありませんでしたが、新たな取り組みへの加算制度が創設されるなど、従来どおりの対応では、報酬単価が減少する見直しとなっています。就労系サービスでは、一般就労への定着支援を充実、強化する取り組みや工賃向上に向けた体制整備等が、これまで以上に評価される仕組みとなり、その実績により加算を取得できたり、逆に減算になるような仕組みとなっています。また、生活介護では、常勤看護職員の配置など、より手厚いサービスを行うための体制を整備することが評価されるような見直しが行われているため、これらの改正に対応する必要があります。

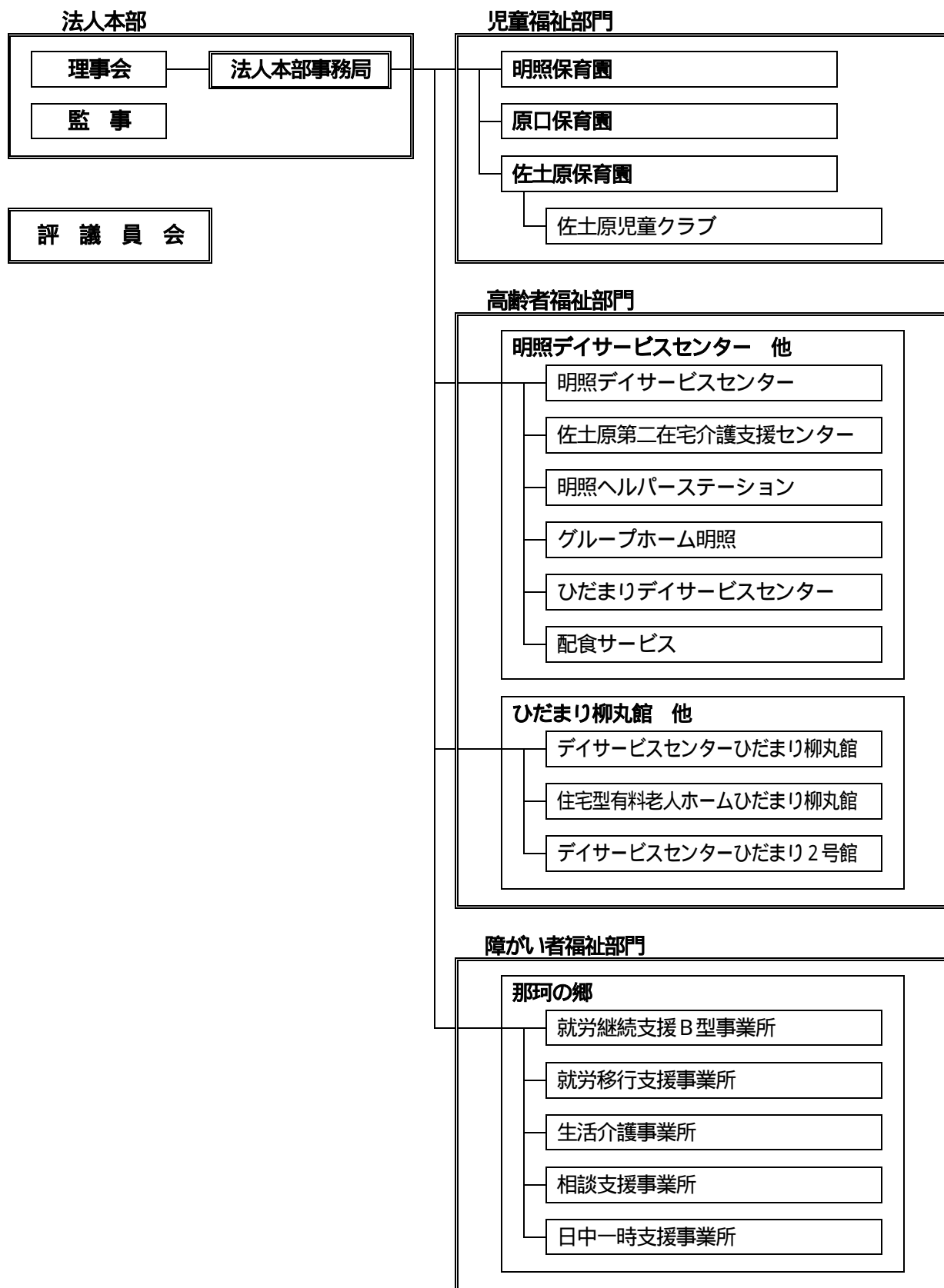
今後の課題として、利用者の増加や高齢化があります。利用者の高齢化については、利用者の保護者の高齢化の問題でもあり、親亡き後の自宅での利用者の生活をどのように支えるのかという問題でもあります。現在、本会には、障がい者の自宅以外の住まいとなるグループホーム等がないことから、他法人の入所（入居）できる施設・事業所の入所（入居）待ちをしており、退所（居）者があった場合は、すぐにでも入所（入居）を予定している方がいます。そのため、障がい者の住まいとしてのグループホームについて、緊急を要する最重要課題として平成27年度中の設置を目指します。

利用者の数については、今後も支援学校高等部の卒業生を中心に、毎年、増加することが予想されますが、現在の那珂の郷の環境では、これ以上、新規の利用者を受け入れることが難しい状況となっています。今後も新規利用者の受け入れを行うためには、那珂の郷とは別の場所に新たな事業所を設置する必要がありますが、特に生活介護の利用者の増加が著しいことから、生活介護事業所の新設を中心に取り組んでいきます。

また、これまでは知的障がい者（日中一時支援事業の知的障がい児を含む）を主な対象者として事業を行ってきましたが、地域には、知的障がい児、身体、精神といった他の障がいを持たれている方々も多くいることから、今後は、知的障がい者以外の方々へのサービス提供のあり方について検討していきます。

平成27年度は、上記のような法人としての重点事項及び部門別の主な取り組み内容等に基づき、各施設・事業所において事業を実施いたします。

平成27年度社会福祉法人明照福祉会組織図



各施設・事業所の概要

児童福祉部門

1 明照保育園（認可保育所）

定員 90 名

補助事業としての特別保育事業

「延長保育」「一時保育」「休日保育」

その他の補助対象事業として、必要に応じて「障がい児保育」等を実施

その他、必要に応じて園庭開放等を実施

2 原口保育園（認可保育所）

定員 90 名

補助事業としての特別保育事業

「延長保育」「一時保育」

その他の補助対象事業として、必要に応じて「障がい児保育」等を実施

その他、必要に応じて園庭開放等を実施

自主事業として「学童保育事業」を実施

「病後児保育」については、必要な職員体制が整い次第、実施の予定

3 佐土原保育園（認可保育所）

定員 60 名

補助事業としての特別保育事業

「延長保育」「一時保育」

その他、補助対象事業として、必要に応じて「障がい児保育」等を実施

その他、必要に応じて園庭開放等を実施

自主事業として「学童保育事業」を実施

「佐土原児童クラブ（放課後児童健全育成事業）」を併設

宮崎市からの受託事業

定員 40 名（佐土原小学校在学の 6 年生までが対象）

高齢者福祉部門

1 明照デイサービスセンター 他

(1) 明照デイサービスセンター（指定(介護予防)通所介護事業所）

定員 45 名

報酬単価：通常規模

サロン事業を実施

(2) 佐土原町第二在宅介護支援センター（指定居宅介護支援事業所）

老人在宅介護支援センター事業を実施

(3) 明照ヘルパーステーション（指定(介護予防)訪問介護事業所）

介護保険外の有料ホームヘルプサービス事業を実施

(4) グループホーム明照（指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所）

定員 9 名（1 ユニット）

(5) ひだまりデイサービスセンター（指定(介護予防)通所介護事業所）

定員 16 名

報酬単価：小規模

サロン事業を実施

(6) 配食サービスを実施

月曜日から土曜日の昼食及び夕食の配食

1食あたり450円(主食抜きの場合400円)

3 ひだまり柳丸館

(1) デイサービスセンターひだまり柳丸館(指定(介護予防)通所介護事業所)

定員21名

報酬単価:小規模

サロン事業を実施

(2) 住宅型有料老人ホームひだまり柳丸館

定員21名(個室15部屋、2人部屋可能3部屋)

老人福祉法第29条第1項に規定されている事業

(3) デイサービスセンターひだまり2号館(指定(介護予防)通所介護事業所)

定員28名

報酬単価:通常規模

サロン事業を実施

障がい者福祉部門

1 那珂の郷

(1) 就労継続支援B型事業所

定員20名

非雇用契約型による就労や生産活動の機会を提供する

(2) 就労移行支援事業所

定員6名

一般就労へ向けた取り組みを実施

(3) 生活介護事業所

定員14名

利用対象者

常時介護が必要な障がい者であって、障がい程度区分が3(施設入所支援を併せて利用する場合は区分4)以上である方、又は年齢が50歳以上で、障がい程度区分2(施設入所支援を併せて利用する場合は区分3)以上である方

(4) 相談支援事業所

障がい福祉サービス等を申請した障がい者(児)について、サービス等利用計画の作成等を行う。

(5) 日中一時支援事業所(地域生活支援事業)

定員10名

利用対象者

中学生以上の知的障がい児・者

明照保育園

平成27年度事業計画

1 目 標

豊富な自然環境・資源環境を活かし、様々な体験を通して、豊かな感性、表現力を育み、創造性の芽生えを培うことを目標とし、一人ひとりの発達過程に応じた保育を行います。

2 目指す保育園像、園児像、保育士像

(1) めざす保育園像

子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視する保育園
家庭と連携し、相互の信頼関係をもとに、子育ての一貫性を持つ保育園
地域、近隣施設との交流や、自然環境を多いに生かし、豊かな感性を育む保育園

(2) あるべき子どもの姿

笑顔であいさつできる子ども
感謝の気持ちや思いやりの心を持つ子ども
自然に親しみ好奇心や探究心を持つ子ども
元気で明るく素直な子ども

(3) めざす保育士像

保護者とともに子どもの成長の喜びを共有する保育士
個性を生かし伸ばせる保育士
保育士として資質の向上に努める保育士
一人ひとりの愛情を注ぐ保育士

3 基本方針

近年の経済状況により、保護者の就労形態が大きく変化しています。

そのため、子どもや保護者に対する支援および、地域の子育て支援を担う保育園の役割は、ますます重要視されています。

そこで、明照保育園では、保育に関する専門性を有する職員が、家庭や地域との連携を深め、全ての子どもの育ちに合わせた保育に取り組みます。また、身近な自然環境や地域の社会資源を大いに活かし、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うよう努めます。

4 重点事業

(1) くつろいだ雰囲気の中で、子どもの様々な欲求を満たします。

子どもとの信頼関係を基盤とし、一人ひとりの気持ちを、受容、共感しながら生理的欲求を満たします。

一人ひとりの子どもが主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信を持つことができるよう成長過程を見守ります。

(2) 子どもが経験を積み重ねていく姿を様々な側面からとらえ、総合的な保育を行います。

健康

健康で、安全な生活に必要な習慣を身につけます。(食事、排泄、睡眠、着脱、清

潔)

子どもが進んで体を動かし、様々な遊具や用具を使った運動や、遊びの充実を図ります。

人間関係

身近な人や世代間交流を深め、思いやり・親しみ・愛情・信頼関係を持てるようにします。(異年齢児交流、高齢者交流等)

環境

身近な環境に興味や関心を持ち、様々な体験を重ね、生活に取り入れることができるようにします。

言葉

言葉のやり取りを楽しむ中で、自分の気持ちを表現し、挨拶の習慣等も身につけるようにします。

表現

いろいろな素材に触れ、えがいたり、つくったりし、自分なりの表現を楽しめるようにします。(水・砂・土・紙・粘土等)

音に親しみ、リズムに合わせて、体を動かしたり、歌うことや、楽器を使う楽しさを味わえるようにします。

(3) 子どもたち全体の健康及び安全の確保に努めます。

施設内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を適切な状態に保持し、設備、用具等の安全点検に努めます。

健康診断や身体計測により、子どもの発育・発達などの健康状態を把握します。

不審者対策や災害発生などに備え、危険個所の点検や避難訓練を十分に行い、安全対策の為に職員の共通理解や、体制作りを計るとともに、家庭や地域の諸機関の協力のものと、安全な指導を行うよう努めます。

(4) 毎日の生活と遊びの中で、意欲を持って、季節に沿った食に関する体験を積み重ねます。

日々の食事やクッキング等の活動を通して、様々な素材にかかわり、調理する事に関心を持てるようにします。

家庭と連携し、子どもの状態に応じて摂取法や摂取量法に考慮し、食べる事が出来るような工夫を行います。

(5) 保護者の気持ちを受け止め、安定した親子関係や養育力の向上をめざすとともに、地域のニーズに合わせた子育て支援を行います。

延長保育、一時保育、休日保育、園庭開放などの特別保育を実施します。

地域の方々との交流を深め、世代間交流の充実を深めます。

連絡ノートや、日々の送迎時の対話や保護者が参加する行事を大いに活用し保護者の気持ちや、悩みを直接聞き取る機会ととらえ、共に子育てをする中での共通理解を計ります。

(6) 地域の保・幼・小・中との関わりの中で職員同士の情報交換、相互理解等の連携を図り、子ども達の成長を見守る環境を整えていきます。

地域の方や、小、中学校との交流、法人内の施設との交流を通して、思いやりの気持ちを育みます。

職員同士の交流及び情報共有によって、相互理解を図ります。

(7) 体育遊びの充実を図ります。

走る、飛ぶ、投げる、登など、様々な動きを取り入れた体育遊びの充実を図ります。

(8) 職員の資質の向上を図ります。

外部研修への参加、園内研修の充実等により、職員の資質向上を図ります。

5 年間事業計画

月	事業名等
4月	入園・進級式、花祭り参観日、父母の会総会、お見知り遠足(弁当の日)、こいのぼり会
5月	芋の苗植え、内科検診、菖蒲見学、親子遠足
6月	歯科検診、社会見学(年長児)、交通安全教室
7月	プール開き、七夕の集い、お泊り保育(年長児)、参観日、以上児流れるプール(弁当の日)
8月	海水浴(年長児)、納涼祭
9月	祖父母参観日、運動会予行練習
10月	奉仕作業、運動会、芋掘り、焼き芋会
11月	七五三参り、内科検診、発表会予行練習、発表会公開リハーサル、発表会、バザー
12月	もちつき、クリスマス会、ケーキ作り、終業式
1月	始業式、給食試食参観、弁当の日、消防署立会い避難訓練
2月	節分、小学校見学(年長児)、マラソン大会予行練習、マラソン大会
3月	もちつき、ひなまつり会、交通安全教室(年長児)、お楽しみ遠足、ミニお別れ会、卒園式、修了式

注)全ての行事が全園児参加の行事とは限りません。特定のクラスや年齢の児童のみが参加する行事があります。

その他

(1) 毎月行なう行事

誕生会、身体計測、避難訓練、15分体操の日(異年齢交流)、デイサービス交流、グループホーム交流、地域いきいきサロン参加

(2) 園外保育(季節、年齢に応じて行う)

社会見学、流れるプール、草スキー等

原口保育園 平成27年度事業計画

1 目 標

子ども一人ひとりの人権を尊重し、適正な保育を安全に提供するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者および地域の子育て家庭に対する支援を行い地域福祉の向上に貢献してまいります。また、「保育所保育指針」を踏まえた中で、様々な人との触れ合い、自然や物との多様な関わりを通して、健康でたくましく生きる力や豊かな感性を育むとともに、生活に必要な基本的な習慣や態度を育てる保育を行います。

2 目指す保育園像、園児像、保育士像

(1) めざす保育園像

穏やかで落ち着いた雰囲気の中で、子どもたちが楽しく、安心して生活できる保育園
「保育園大好き」こんな言葉が子どもたちから出る保育園
安心して子どもを預けられる保育園

(2) あるべき子どもの姿

健康で明るく友だちと元気に遊ぶ子ども
他人を大切にし、思いやることができる子ども
ありがとう、ごめんなさいなどあいさつや返事がきちんとできる子ども
良いこと、悪いことの区別が付き、保育園や家庭のきまりを守ることができる子ども
命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重できる子ども

(3) めざす保育士像

子どもと同じ目線で見たり、聞いたり、感動を共有し愛情を持って接する保育士
法人および園の目標を達成するために主体的・創造的に業務に取り組む保育士
専門性に富み、高い倫理観と人権意識を持ち責任感のある保育士

3 基本方針

子どもや子育てをめぐる社会環境が大きく変化する中、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域の子育て支援の充実を図るため、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されました。対象児童が、これまでの「保育に欠ける子ども」から「すべての子ども」へ広がる中、これまで以上に質の高い保育・教育の実現や地域での子育て支援の充実を図ることが求められていますが、原口保育園は、これまで培ってきた経験と実践を踏まえ、さらに保育の質の向上を図るとともに、家庭や地域、そして関係機関との連携を深めながら、子どもたちとしっかり向き合い「良い育ちに向けた取り組み」を行ってまいります。

4 重点事業

(1) 「健康で安全・快適な保育環境」づくりに努めます。

病気とけがを防ぐ環境をつくり、一人ひとりの生活リズムを確立しながら、生活習慣が自立できる力を養うとともに、一人ひとりの子どもをしっかりと受け止めて、主体的に育つ力を養います。

清潔で安全な環境づくり（安全・快適な保育環境）

時と場に応じたあいさつ、返事、身だしなみがきちんとできる子どもの育成（模範となる職員）

豊かな愛情と信頼関係の基盤づくり（傾聴・受容・共感する保育姿勢と技術力の向上）

保護者に向けた情報提供（各種資料・ご案内の掲示および配布、園だよりの充実等）

医師の指示の下での適切な対応（食物アレルギー診断書、除去食指示票、与薬指示書、登園基準の遵守）

(2) 保育の質の向上を図ります

常により良い保育サービスとは何かを追求し、保育サービスの質を高める取り組みを進めます。(保育活動、大規模行事実行委員会、行事計画)

保育サービス内容の自己評価、家族等へのアンケート調査を実施し、問題点については、具体的解決策を検討し、組織的な改善を図っていきます(保育サービス向上委員会)

正しい生活リズムをつくろう(「早寝早起き朝ごはん」が身についている)

健康で意志の強い子どもを育てます(薄着・裸足保育、徒歩での園外保育、どろんこ遊び)

正しい姿勢で集中力を高めます(立腰で背筋を伸ばしお話を聞く)

想像力と豊かな心を育てます(絵本の読聞かせ、紙芝居、図画・工作)

様々な行事や活動を体験し豊かな心を育てます(季節行事、運動会、生活発表会、卒園式等)

異年齢児との関わりや地域交流の中で思いやりの心を育てます(クラス間交流、高齢者福祉施設等訪問)

季節を感じ感動する心を育てます(自然とのふれあい、野菜や草花の栽培、散歩、園外保育等)

(3) 事故防止および安全対策に取り組みます。

災害・事故から子どもたちを守るために、安全対策を強化します。(防災・防犯委員会)

事故および感染症、食中毒の予防に努めます(「安全管理マニュアル」「感染症対応マニュアル」)

防災・防犯訓練を実施します(地震・津波・火災・不審者等を想定した防災訓練の実施)

機械・器具・遊具等の保守・安全点検を実施します(定期的な園舎内外の安全チェック等)

(4) 食育およびエコ活動に取り組みます。

子どもたちにとって身近で大切なテーマを選び、様々な取り組みを行いながら楽しく学べるよう創意工夫を行います。(食育活動委員会、エコ活動委員会)

子どもたちと一しょに「食」を楽しむ環境づくりを行います(通常給食、弁当の日)

食べることや、健康に興味を持つことができる子どもを育てます(「出前講座：外部講師」の開催)

地元の旬の食材を取り入れた食事を提供します(季節・行事食の提供、地産地消の日設定)

離乳食を円滑かつ効果的に提供します(「離乳食提供マニュアル」)

節電・節水、ごみの減量化などリサイクル活動等にチャレンジします(園内ごみ集め当番、ペットボトルキャップの回収、廃材の利用、「エコ出前講話：外部講師」の開催)

(5) 地域貢献活動に取り組みます。

育児不安等についての相談・支援や乳幼児の育児に関する相談・助言、虐待の予防など地域における子育て支援に取り組むとともに、地域住民との交流を図ります。(子育て支援委員会、地域活動委員会)

特別保育をさらに推進します(延長保育、一時保育、学童保育、園庭開放)

育児相談に取り組みます(「子育て何でも相談室」の設置、「育児講座：外部講師」の開催)

虐待の予防および早期発見に努めます(「虐待対応マニュアル」の遵守、「出前研修：外部講師」の開催)

地域での交流活動を行います(高齢者宅の友愛訪問交流、原口サロンとの交流、地区の方との合同避難訓練、街頭募金活動、保育園周辺のごみ集めや新聞紙等の廃品回収等)

低所得者へ配慮します(延長保育および学童保育利用料減免措置を継続して実施)

(6) 小学校等との連携強化に努めます。

小学校における生活や学習等への移行を円滑にし、発達や学び、生活の連続性と一貫性を確保していくためには、保育園と小学校等の関係者が交流し、互いに理解を深めることが大切です。

関係者との連携に努め信頼関係の構築を図ります（保・幼・小連絡会議、小学校担任との情報交換等）

成長の記録を繋ぎ共通理解を深めます（「保育所児童保育要録」、「引継ぎノート」の活用）

学校との交流活動を推進します（小・中学校生との交流、小学校訪問等）

(7) 障がいのある子どもと保護者への対応に努めます。

保育者は障がいのある子どもにどう向き合い、また、保護者の心情にどう寄り添っていくのか、保育者自身の常日頃からの自己研鑽とともに、保育園全体でのバックアップ体制の構築を図ります。

全ての子どもが共に育ち合う環境づくりに努めます（統合保育の推進）

個別の関わりが十分に行える保育を行います（個別計画の作成、保育者の研修、家庭との連携）

子育て等についての相談・助言ができる体制を構築します（個別面談、療育機関との連携、就学支援）

5 年間事業計画

月	事業名等
4月	進級・入園歓迎式（1日） 父母と先生の会総会（4日） 園外保育（16日：4・5歳児～弁当の日） 園外保育（24日：3・2・1・0歳児～給食） こどもの日の集い（30日）
5月	芋の植付（20日：4・5歳児） 園外保育（未定） ファミリーデー（8日：母の日） 個別面談（18日～6月20日）
6月	保育参観（11日～13日） ごみ処理場見学（未定：5歳児） 交通安全教室（未定：全園児） ファミリーデー（19日：父の日） 【内科健診：未定】【歯科検診：未定】【ぎょう虫・尿検査：未定】
7月	夏まつり（4日） セタ（7日） プール開き（10日） 夏季保育（24日：3・4歳児） オープンコーナー（31日）
8月	園外保育（未定：弁当の日） お泊り保育（8日～9日：5歳児）
9月	祖父母参観（17日～18日） 新田原航空自衛隊見学（未定：4・5歳児）
10月	運動会（11日：広瀬小学校） 親子遠足（24日：場所未定） 芋掘り（未定：4・5歳児） 【内科健診：未定】
11月	【ぎょう虫検査：未定】
12月	生活発表会（5日：佐土原総合文化センター） もちつき（19日） クリスマス会（未定）
1月	マラソン大会（23日：広瀬西小学校） オープンコーナー（29日） 個別面談（25日～2月29日）
2月	豆まき（3日） 園外保育（未定：弁当の日） 新入学児交通安全教室（未定：5歳児）
3月	ひなまつり会（3日） お別れ遠足～親子遠足（5日：場所未定～弁当の日） お別れ会（未定） 遠足（未定：場所未定：5歳児～弁当の日） 卒園式（19日） 修了式（25日）

その他

(1) 毎月実施する行事等

誕生会、避難訓練、体格測定、なかよしリズム、作品展（JA等）

新入園児歓迎会、退園児お別れ会（随時）

(2) 外部講師による活動

ジョン先生と遊ぼう（4月～） 紅美先生と音遊び（5月～）

満香先生と夢遊び（5月～）

(3) 地域交流活動等

原口サロンとの交流（毎月） 近隣の学校及び高齢者施設等との交流（随時）

地域での交流活動（随時）

原口保育園学童保育事業 平成27年度事業計画

1 目 標

就業等により保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や長期休業中に楽しく安全な生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るとともに、保護者および地域の子育て家庭に対する支援を行い地域福祉の向上に貢献します。

2 基本方針

共働き家庭やひとり親世帯の増加により、放課後や学校休業日に「安全で安心な生活の場」を求める声は高まっており、学童保育の整備は社会的な課題となっています。学童保育の実施にあたっては、児童一人ひとりの人権を尊重するとともに、放課後あるいは休日の開放的な雰囲気を損なわないよう配慮し、小学生という特性を踏まえながら安全で楽しい生活環境づくりに努めます。

3 重点事業

学童保育の保育内容は次の通りです。

(1) 生活指導（日常のしつけ、正しい生活習慣等）

児童が、将来、健全な社会生活を営む上に必要な、基本的な生活習慣を身につけるための援助を行います。

毎日の生活リズムを定着させるため、家庭と協力し「早寝早起き朝ごはん」の習慣化に努めます

身の回りの整理整頓を自ら進んで行う態度を育てます

自ら進んではきはきとした元気なあいさつや返事が素直に表現できる人格の形成に努めます

身近にいる友だちや地域のお年寄りに親切にできるよう思いやりの心を育成します

(2) 学習指導

学童保育は、学校での緊張感から開放されたくつろぎの場です。そのことを念頭において、学校の復習や宿題などに対する学習意欲を喚起し、自ら進んで学習に取り組もうとする意欲を育てます。

(3) 健康管理

たえず児童の健康状態（顔色・体調等）に注意をはらうとともに、けがその他の不慮の事故を防止するため健全な遊びの指導、交通安全指導を徹底します。

(4) 家庭との連絡・協力

学童保育での児童の過ごし方や様子などについて保護者に知らせるとともに、必要な場合には個人面談等を行うなど、家庭との日常的な連絡、情報交換を行います。

(5) 学校・関係機関との連携

学童保育や学校における様子等の情報交換や「学童だより」の小学校への配布等を通して、日常的な連携に努めます。

(6) 事故防止、安全対策

日々の学童保育活動、避難訓練（偶数月）防犯・交通安全指導を通して、児童の安

全確保を図るとともに、集団下校の徹底、お迎え者や時間の変更の確認、出欠確認を確実にし、事故・事件の未然防止を図ります。

「安全管理マニュアル」および「感染症対応マニュアル」に基づき、感染症および食中毒の予防に努めます。

(7) 地域貢献活動に取り組みます

利用エリアの拡大に努めます（卒園児童や広瀬小学校区外の児童の利用を可能な限り実現）

低所得者へ配慮します（延長保育および学童保育利用料の減免措置を継続して実施）

虐待の予防および早期発見に努めます（「虐待対応マニュアル」、「出前研修：外部講師」の開催）

地域での交流活動を行います（登校時間帯に保育園付近の交差点での立ち番・見守りの実施）

障がいのある児童と保護者への対応を検討します（長期休業中の送迎方法・個別相談会の開催等）

4 年間事業予定

月	事業名等
4月	歓迎会（1日）、避難訓練（20日）
5月	誕生会（29日：4・5月生まれ）、ファミリーデー（未定：母の日）
6月	ファミリーデー（未定：父の日）、避難訓練（23日）
7月	プール開き（10日）、誕生会（29日：6・7月生まれ） 【夏季休業】
8月	園外活動（7日：新富プール）、社会見学（18日：場所未定）、クッキング（26日） 避難訓練（25日） 【夏季休業】
9月	誕生会（28日：8・9月生まれ） 【秋季休業】
10月	避難訓練（28日）
11月	誕生会（27日：10・11月生まれ）
12月	クリスマス会（未定）、大掃除（未定）、避難訓練（26日） 【冬季休業】
1月	お正月あそび（未定）、誕生会（27日：12・1月生まれ）
2月	節分（3日）、避難訓練（20日）
3月	ひなまつり（3日）、誕生会（18日：2・3月生まれ）、お別れ会（29日）

【誕生会】

奇数月に実施します。

【避難訓練】

- 4月～防災教育（災害時の避難方法等の学習）
- 6月～地震想定
- 8月～保育園との合同訓練（総合防災訓練）
- 10月～地震・大津波想定
- 12月～保育園との合同訓練（総合防災訓練）
- 2月～火事想定（調理室より出火）

佐土原保育園 平成27年度事業計画

1 目 標

自然環境を生かして一人ひとりの子どもの確かな発育・発達を支援し、心身共に健康で個性豊かな子どもを育成します。

2 目指す保育園像、園児像、保育士像

(1) めざす保育園像

園児の安心・安全を基調にした楽しい保育園
豊かな感性を育むために地域社会との連携を重んじる保育園
保護者との連携を基盤に共に支え合うあたたかい保育園

(2) あるべき子どもの姿

明るく優しい元気な子ども
仲良く友達と遊ぶ子ども
素直で何でもやろうとする子ども

(3) めざす保育士像（気づく保育士・考える保育士・協働する保育士）

子どもの生活の安心安全を基調に全ての園児に愛の眼を注ぐ保育士
園の目標達成のために組織的、計画的に実践できる保育士
保護者の期待と園児の成長に対応できるように、日々資質の向上に努める保育士

3 基本方針

子どもの健全な成長のために保護者・地域社会と連携し、その福祉の増進に努めます。
「子どものための保育園」の理想を達成するために、家庭との連携を図りながら子ども一人ひとりの「育ち」に合わせた保育を基本とします。
身近な自然環境や歴史社会資源にふれながら、保護者の希望、要望を誠実に受け止め、すべての児童のよりよい保育を目指して、地域に根ざした「佐土原保育園」を運営します。

4 重点事業

(1) 丈夫な体と豊かな心づくりを進めます。

家庭との連携（連絡帳・送迎時の連絡・その他）による生活リズムの確立と、運動遊びによる身体づくりを行い総合的な発育増進を図ります。

豊かな心を創るために、言語・リズム・体力などの活動を段階的・継続的に行い総合的に発表する場を設けます。

園の規則正しい生活リズムをつくるため生活表を生かして行動します。

園での遊びの充実をはかるため共に遊びを楽しみます。

早寝、早起き、朝ご飯の勤めを基本に家庭との連携を深めながら送迎時の交流を大事にします。

(2) 基本的な生活習慣を身につける自立と支援を大事にします

食事・排泄・衣服の着脱などの生活習慣をつくるための支援の具体化を図ります。
心のこもった元気な挨拶ができるようにするため保育者が一致して手本を示します。

(3) 異年齢、世代間交流を進めるための計画を立て実践します。

周りの人と生活を楽しむことができるようにします。
高齢の方との交流を深める事業を計画し実践します。

(4) 地域の環境を生かした園外保育を進めます。

自然環境を生かした栽培活動を進めます。
地域社会の団体との交流を計画し進めます。
周辺の施設等の見学と散策を行います。

(5) 地域の保護者支援として、保育支援活動を行う。

保護者の子ども見方支援

(6) 非常災害時の地域との共同訓練計画（地域との交流）

5 年間事業計画

月	事業名等
4月	入園・進級おめでとう会、小学校入学式、保育参観（父母の会総会）
5月	園外保育、内科健診、祖父母参観
6月	交通安全教室、歯科検診、尿・ぎょう虫検査、中学生体験学習
7月	プール遊び、園外保育（流れるプール） 地域保護者支援活動
8月	水遊び、すいか割り、夏祭り
10月	運動会、遠足
11月	佐土原福祉まつり、佐土原総合文化祭、内科健診・ぎょう虫検査
12月	生活発表会、クリスマス会
1月	年始遊び、園外保育 地域保護者支援活動
2月	節分、佐土原交通安全教室、佐土原中2年生家庭科学習（保育実習） 卒園遠足
3月	ひな祭り、親子遠足、卒園式・修了式、卒園児を送る会

その他、毎月実施する行事等

- ・保護者参加による保育体験活動（保護者の一日保育体験）
- ・誕生会、身体計測、避難訓練（非常災害・不審者対策）交通安全対策、給食検討会、研修報告会など
- ・異文化体験活動・歌遊び活動（さくら・すみれ・もも）
- ・体育遊び（さくら・すみれ・もも）
- ・筆遊び活動（さくら）

環境、安全・美化活動

保健安全に関する消毒等の管理

宮崎市からの受託事業として、佐土原小学校内に設置されている「佐土原児童クラブ」の運営を行います。

自主事業として「学童保育」を行います。

佐土原児童クラブの待機児童対策を主な目的として、学童保育を実施します。

佐土原保育園児童クラブ事業 平成27年度事業計画

1 目 標

佐土原小学校に通う児童（保護者の就労等の関係で放課後に児童の面倒が見られない家庭）の安心安全の生活の場として児童の健全育成を図ります。

一人ひとりの児童の健康や友達関係に配慮しながら、家庭に代わる生活・学習の場としての役割果し、余暇の活用を図ります。

2 基本方針

宮崎市教育委員会の「児童クラブの目的」にしたがって、明照福祉会、佐土原保育園が受託して行うものです。

本児童クラブに通ってくる児童の遊びや豊かな生活を支援し、学習等の場を提供しながら心身の豊かな児童の育成を図ります。

子育てと仕事の両立を目指す保護者の支援と連携を図ります。

小学校との連携を密にし、学校に通う児童の安らぎの場としての位置づけを大事にします。

3 重点事業

(1) 「心身共に健康な児童」を育成する事業に取り組みます。

集団による活動

下校後の一斉学習（宿題・宅習等）

余暇の遊び（運動場での集団遊び）

個別の活動

下校後の宅習等の支援

余暇の活用（長期休業中等の生活を豊かにする活動）

製作活動

クラブ周辺等の散策活動

自主学習の支援

健康管理

児童の生活・健康管理に留意し、必要に応じ保護者との連携を図る。

(2) 「安全な生活保持」のため、関係機関との連携・協力を行います。

保護者との連携

運営主体の「佐土原保育園」との連携

佐土原小学校との連絡・調整

市教育委員会・明照福祉会との連絡体制

危機管理等

生活安全・交通安全・災害等事前事後対策等の日常的な学習・指導と訓練

4 年間事業予定

月	事業名等	
4月	歓迎会	春季休業
5月	誕生会(4・5・6月生まれ)	
6月		
7月	誕生会(7・8・9月生まれ:) 自主避難訓練、プール活動	夏季休業
8月	園外活動(プール) 社会見学、	
9月		秋季休業
10月	自主避難訓練 誕生会(10・11・12月生まれ) <u>佐土原保育園運動会参加</u>	
11月		
12月	クリスマス会、大掃除	冬季休業
1月	お正月遊び	
2月	自主避難訓練、節分、佐土原保育園マラソン大会参加	
3月	誕生会(1・2・3月生まれ) お別れ会、ひな祭り	学年末休業

*歓迎会・誕生会等、必要な行事は、「佐土原学童クラブ」と連携して行います

佐土原保育園学童保育事業 平成27年度事業計画

1 目 標

保護者の就労等による、放課後の児童が安心して生活できる場として、保護者支援の立場から「佐土原学童クラブ」における児童の健全育成を図ります。

一人一人の児童の健康や友達関係に配慮しながら、家庭に代わる生活・学習の場としての役割果し、余暇の活用を図ります。

2 基本方針

本学童保育は、併設する「佐土原児童クラブ」(宮崎市教育委員会より委託)と連携を図りながら、通ってくる児童の遊びや豊かな生活を支援し、学習等の場を提供し、併せて児童の心身の豊かな育成を図ります。

子育てと仕事の両立を目指す保護者の支援を目指します。

保育園の園児との交流の中で小学生としての存在を示し、共に生き方を学び合う場とします。

3 重点事業

(1) 「心身共に健康な児童」を育成する事業に取り組みます。

集団による活動

下校後の一斉学習(宿題・宅習等)

余暇の遊び(運動場での集団遊び)

個別の活動

下校後の宅習等の支援

余暇の活用(長期休業中等の生活を豊かにする活動)

製作活動

クラブ周辺等の散策活動

自主学習の支援

健康管理

児童の生活・健康管理に留意し、必要に応じ保護者との連携を図る。

(2) 「安全な生活保持」のため、関係機関との連携・協力を行います。

保護者との連携

運営主体の「佐土原保育園」との連携

佐土原小学校との連絡・調整

市教育委員会・子ども課・明照福祉会との連絡体制

危機管理等

生活安全・交通安全・災害等事前事後対策等の日常的な学習・指導と訓練

4 年間事業予定

月	事業名等
4月	歓迎会
5月	誕生会(4・5・6月生まれ)
6月	
7月	誕生会(7・8・9月生まれ:) 自主避難訓練、プール活動 夏季休業
8月	園外活動(プール) 社会見学、
9月	秋季休業
10月	自主避難訓練 誕生会(10・11・12月生まれ) <u>佐土原保育園運動会参加</u>
11月	
12月	クリスマス会、大掃除 冬季休業
1月	お正月遊び
2月	自主避難訓練、節分、佐土原保育園マラソン大会参加
3月	誕生会(1・2・3月生まれ) お別れ会、ひな祭り

誕生会・歓迎会等必要な行事は「佐土原児童クラブ」と連携して行います。

郊外水泳活動など必要に応じて、明照福祉会内諸施設との連携による活動を推進するよう努めます。

明照デイサービスセンター 平成27年度事業計画

1 目 標

利用者の生活状況（環境・身体機能・認知機能）を的確に把握し、生活の中での困りごとをひとつずつ解決できるような支援（機能訓練、買い物支援、柔軟な時間対応）を行うことで在宅生活の継続を支援します。明照デイサービスセンター拠点内事業所（佐土原町第二在宅介護支援センター、明照ヘルパーステーション、ひだまりデイサービスセンター）との緊密な連携のもと、積極的に地域と関わり、地域福祉を担う事業所として情報の発信を行うことで、開かれたデイサービスセンターを目指します。

2 基本方針

介護保険制度の改正に伴い、特別養護老人ホームの入所制限が厳しくなり、重度な状態にある方の在宅サービスの利用が増えることが予測されます。また、要支援者の介護保険からの切り離し、報酬単価の減額も重なり、さらに厳しい事業運営が見込まれるため、当事業所としては、いかなる状態になっても、安心・安全をベースに高品質なサービスを提供できる事業所となる必要があります。認知症高齢者や重度の要介護者が増加していき、その中で在宅生活を継続していくためには、「認知症対応機能」、「中重度者対応機能」、「心身機能訓練から生活行為力向上訓練まで総合的に行う機能」を充実させる必要があります。在宅生活継続のための機能訓練の3つの柱である「集団機能訓練」、「個別機能訓練」、「予防体操」を強化するとともに専門チームを編成し、特性に応じて訓練を行うことで加算をとることができる体制づくりを行います。また家族の介護負担軽減のためのサービス提供提供時間の柔軟化も併せて取り組みます。

今回の介護保険制度改正で生活相談員の専従要件が緩和されることから、事業所内に限った利用者との対話を主体とした相談支援業務のみならず、サービス担当会議に加えて地域ケア会議へ出席するなど、民生委員等の地域のキーパーソンとの連携強化を図ります。

買い物支援については、当事業所でのアンケートでは、支援を必要としていない方が多いという結果だったため、新たな対象者を地域のサロンを利用されている方とし、生活相談員が地域のサロンに出向き定期的にニーズ調査を行うなど、買い物支援事業開始に向けた取り組みを行います。

拠点区分を活かした柔軟な職員の育成、各事業所間の緊密な連携による機能の有効活用等で、より幅広く地域に貢献する活動を行い、当事業所が地域包括ケアシステム機能の一部となるように、その地域に生活している高齢者を地域全体で見守り、支援していきます。

3 重点事業

(1) 利用者の特性（中重度者、認知症、予防、生活環境）を理解し、ユニットによる専門的なケア、機能訓練を強化し、自立した在宅生活が継続できるよう支援します。

利用者の特性を踏まえ、ニーズ分析の強化を図り、根拠に基づいたサービスの提供担当利用者をランダムに割り振ったユニット編成はそのままに、専門知識を持った職員で、それぞれ中重度者・認知・予防の専門チームを編成し、介護保険による介護度の評価や主治医意見書の内容・計画書などのツールを有効に活用しながら、PDCAのサイクルにのっとり、ニーズ分析を強化し、ADLやQOLの向上に努めます。

（中重度者 看護師中心）
（認知症 認知症実践者研修受講者中心）
（予防 相談員中心）

機能訓練3本柱の強化

機能訓練の3つの柱である「個別機能訓練」、「集団機能訓練」、「予防訓練」のより一層の機能強化を図ります。個別・集団機能訓練については、在宅におけるニーズを分析したうえで、訓練内容や評価の在り方を改善し、個々の能力に応じた訓練を提供していくことで、機能の維持・向上を図ります。

予防体操については、自宅での取り組みとして浸透している活動の一つであり、今後

も継続して行えるよう貯筋通帳の活用を行い、意欲を高めていきます。また、利用者の能力に応じて、立位での訓練も考慮し、ステップアップすることで、より一層効果をおあげしていきます。

また、中重度者、認知症、予防の専門チームと機能訓練を連動させて、専門的な視野で有効な機能訓練に取り組んでいきます。

機能訓練については、平成27年度中に加算が取れるよう準備を進めていきます。

ヒヤリハット、事故報告の分析及び周知徹底

ヒヤリハット報告は、必ず終礼時に振り返り、意識して報告を行うことで、有効な事故対策の検討、事故の予防に繋がります。意識の継続性を図るために、職員会議内でヒヤリハットや事故報告書の内容、改善策を全職員で再検討及び再確認します。まとめられた報告書は、サイボウズに掲載し確認し、一層気を引き締めて業務に努めていきます。

利用者及び家族、各関係機関からの定期的なニーズ分析

定期的に利用者や家族を対象にアンケートを実施し、ニーズ分析を行った上で利用者・家族に回答し、早期に改善を図っていきます。担当者会議や送迎時に家族の思いを聞き取り、情報共有に努めます。また、その中で求められる職員の資質やスキルについて、研修を実施し、家族や利用者の求めるサービスの提供に繋がります。早朝からの利用や長時間利用、時間延長などにも柔軟に対応できる体制を整え、家族の不安や介護負担の軽減を図ります。

在宅生活の継続を支援します。

家族の介護負担軽減や不在時の対応として、定期的にショートステイを利用されるケースも少なくありません。レスパイトケアとして早朝からの利用や希望があれば、夕食（配食弁当）の提供などを行いながら時間延長のサービス提供にも柔軟に対応し、家族の不安や介護負担軽減に努めます。また、佐土原町第二在宅介護支援センターや明照ヘルパーステーションと連携し、デイサービスセンターとしては送迎時に簡単な生活支援（安否確認、着替え介助、持参物の準備、ゴミ出し、施錠や火の元の確認など）に取り組み、安心して在宅生活が継続出来るよう地域包括ケアシステムの構築を目指します。

(2) 相互に成長できる、プロ意識を持った職員の育成

ユニットリーダーを中心とした指導やメンタルケアの充実

ユニットリーダーが中心となり職員の能力や技術の向上を目指し、評価しながら指導を行います。定期的にユニット内での面談を実施し、事業所理念を振り返りながらOJTを行うことで、介護姿勢などを指導、相談できる機会とします。また、仕事に対する不安や悩みも打ち明けやすい場とし、不安の解消、意欲の向上をはかり、離職者回避に努めます。業務やケアについての改善提案についても、個々の発言を聞き取れる関係づくりを大切に、ボトムアップでの仕事を行っていきます。

ユニットおよび専門チーム同士の連携強化

中重度者、認知症、予防のそれぞれの専門チームとユニット間での情報共有を円滑にしながら連携し、より質の高いケアの提案、実行をPDCAツールを活用しながら行います。

内部・外部研修の充実

介護保険制度改正も行われ、職員にはより確実な制度への理解が求められます。内部実地指導の仕組みを活用し、書類整備の徹底等の要点を具体的に抑えたマニュアルを整備することで、理解しやすい仕組みをつくります。3つの専門チームがそれぞれに中心となり、各専門における内部研修を実施し、全職員が統一した知識を習得できるように努めます。

拠点区分を活かした柔軟な職員、事業所の確立

同拠点事業所である小規模事業所のひだまりデイサービスセンターが、今後、地域密着型もしくはサテライト事業所へ移行となります。それに伴って事業所間研修を行い、小規模事業所の活動や運営への理解を深めます。また利用者の特性を把握し、独自にできるサービスやケアについて検討するための合同の職員会議を実施します。

(3) 安心、安全な配食サービスの運営

配達時における安否確認の徹底

配達時における安否確認サービスへの信頼が高まっています。緊急時や不在時における対応策をマニュアル化することや、定期的な研修を行うことで、職員の能力向上を図り、緊急時には適切かつ迅速な対応が行えるよう努めていきます。

美味しいと親しまれる食の提供の継続

利用者の望まれるおいしい食事の提供が継続できるように、定期的にアンケート調査を行い、ニーズを分析し創意工夫を行いながら食の提供を行っていきます。

(4) 地域支援事業への充実

地域住民との関わりを増やし、地域支援事業の存続と充実に尽力します。

地域のサロンや集会に出向くことで、民生委員や地区役員の方たちと面会できる機会を増やし、介護保険を利用していない方の中にも事業所の支援を必要とされている方のニーズの把握を行います。在宅生活のための生活用品や食料品の調達において、求められる買い物支援のあり方を検討し、サービスの構築に努めます。また地区のサロンの世話人が高齢化していることで、サロンの存続が危ぶまれていることもあり、デイサービスセンターとして、軽体操やレクリエーション、健康相談等にも協力するなど、地域を支える力の一つになれるよう出前ケアを進めていきます。

地域性の強い明照クリーン作戦の定期的な開催と内容の充実

年2回「明照クリーン作戦」と題して、事業所周辺のゴミ拾いを行います。その内1回は利用者にも協力していただき、利用者の活動の一環として一緒に地域貢献を行うことで達成感を共感します。

また、地区の公民館清掃や一斉清掃などにも参加し、地域の構成員としての役割も担っていきます。

非常災害時に事業所を開放し、避難場所として体制を整えます。

平成26年度は、台風時に事業所を開放し、ご利用者以外の方の受け入れ（食事、入浴、介護）を行いました。平成27年度も同様に非常災害時には事業所を開放します。

また、地域住民が避難するような大きな災害時も、同様に事業所開放ができるよう、体制を整えます。

(5) 非常災害対策

自然災害はいつ何時やってくるかわかりません。デイサービス利用時における避難訓練はもとより、自宅で火災や自然災害に見舞われた時にどのように行動すべきか等も訓練の中で伝えていながら、利用者参加型の定期避難訓練（火災、地震、津波想定）を行います。

非常災害対策訓練、年間計画を策定し計画的に実行していきます。

5月～ 利用者参加型で地震及び津波を想定した避難訓練（宝塔山へ避難）

10月～ デイサービス、保育園、グループホーム合同で火災を想定した避難訓練を行います。（消防署員を招き、講話、消火器の使用訓練も行います）

11月～ 職員のみで火災を想定した避難訓練

消防設備等保守委託業者の協力のもと設備の保守点検を行います。

2月～ 利用者参加型で火災を想定した避難訓練

消防設備等保守委託業者の協力のもと設備の保守点検を行います。

チェック表を活用し、防災設備の定期的な自己点検を行います。

自己点検を行うためのチェック表を整備し、定期的に自己点検を行います。

火元責任者の配置

各エリア（厨房、フロア、トイレ及び浴室、事務所）に2名ずつ火元責任者を配置し、防災の意識を高めます。

4 年間事業予定

月	事業名等
4月	バスドライブ(桜見学~宝塔山) 調理教室、写真会、春の探索散歩、買い物
交流会	明照保育園、グループホーム明照 ひだまり2号館、那珂の郷
5月	写真会(端午の節句) 温泉週間(菖蒲) 園芸活動、地域ボランティア活動(明照クリーン作戦) 音楽療法、買い物
交流会	明照保育園、ひだまり1号館、家族会
6月	ペットボトル寄贈(イオン) 絵画教室、ドライブ(鶴松館) 誕生会(4.5.6月)~ボランティア訪問
交流会	明照保育園、グループホーム明照 ひだまり2号館 ひだまり柳丸館
7月	七夕会、ドライブ、ボランティア(佐土原婦人会) 調理教室、いろは口説き披露会、そうめん流し、買い物
交流会	明照保育園、ひだまり1号館
8月	スイカ割り大会、盆踊り大会、バスドライブ、買い物
交流会	明照保育園、ひだまり2号館、グループホーム明照
9月	敬老会、ペットボトル寄贈(イオン) 誕生会(7.8.9月)~ボランティア訪問
交流会	明照保育園との交流、ひだまり1号館
10月	明照デイ大運動会、調理教室、秋の探索散歩、バスドライブ(コスモス見学~西都原) 明照保育園運動会 佐土原保育園運動会、買い物
交流会	明照保育園、ひだまり2号館、原口保育園、グループホーム明照
11月	絵画教室(クリスマスツリー・リース作成) 写真会、誕生会(10.11.12月誕生者)~ボランティア訪問、バスドライブ
交流会	明照保育園、ひだまり1号館、ひだまり柳丸館
12月	餅つき、クリスマス、忘年会 大掃除、買い物
交流会	明照保育園、ひだまり2号館、グループホーム明照 家族会
1月	書き初め、初詣、新年会、ペットボトル寄贈(イオン) 調理教室、買い物
交流会	明照保育園、那珂の郷、ひだまり1号館
2月	節分、明照保育園マラソン見学、鬼子母神大祭見学、音楽療法、ドライブ(座論梅) ボランティア(小学校区地域作り環境福祉部) 手芸活動(雑巾) 調理教室、買い物
交流会	グループホーム明照、ひだまり2号館
3月	ひな祭り、誕生会(1.2.3.月)~ボランティア訪問、明照保育園卒園児お別れ会、ピクニック(桜見学~西都原)
交流会	明照保育園、佐土原保育園、原口保育園、ひだまり1号館

その他の行事等

- (1) 毎月定例会議：ケアカンファレンス会議、行事検討会議、高齢者部定例会
- (2) 外部研修：宮崎県社会福祉研修センター、老人福祉サービス協議会等の主催研修
宮崎市通所連絡協議会研修、宮崎県央ブロック研修、佐土原町他職種研修
外部派遣職員研修：全職員年1回以上
- (3) 必要研修(内部)：職務規定、医療行為、プライバシー保護、感染症、身体拘束
健康管理、事故緊急時対応、非常災害、認知症、就業規則、相談・苦情、業務マニュアル
- (4) 専門職研修：介護部会、看護部会、調理部会、相談員部会
- (5) 非常災害対策訓練：年4回(5月、10月、11月、2月)
- (6) 地域貢献：明照クリーン作戦(地域のゴミ拾い)年2回(6月、10月)
地域サロンへの協力・参加
- (7) 明照喫茶は随時行う。

佐土原町第二在宅介護支援センター（居宅介護支援事業所） 平成27年度事業計画

1 目 標

利用者・家族・地域のそれぞれの力を最大限に活かしながら、必要な支援を受けることで、安心して生活できるよう地域に開かれた相談機関・支援機関を目指します。

2 基本方針

利用者、その家族に寄り添いながら現状の課題整理を行い、より良い人生や環境を共に考え選んでいけるよう「心」「誠意」を持って相談支援に取り組みます。

また、専門職として、適切な情報や知識、技術を持ち、社会の動向、資源、環境など把握し、学びながら「専門職としての意識、技術」をもって支援できるよう努めます。

また、地域包括ケアシステム構築の重要な役割を担っていくことを自覚し、何をすべきなのかを明確にし、様々な人と人、地域と関係機関などをより良い関係性の中でつないでいけるよう「地域と人を豊かにする」役割を担っていきます。

3 重点事業

(1) 1人1人に誠意をもって寄り添い、利用者がこれからの人生を自ら選び大切な人や地域とつながっていける支援を目指します。

心身状況だけではなく、家族関係、介護力、住まいの環境等により、自立を目指していけるのか、現状を維持できるのか、住まいや環境を変える必要があるのか、在宅生活の限界点は異なってきます。その中でも、利用者の思いを形にできる支援を目指し、安全して心豊かに生活していけるよう専門的な知識や情報、技術を持ち、チームワーク、ネットワーク、フットワークを高めながらケアマネジメントを行います。

認知症、中重度者、新総合支援事業対象者等、様々な利用者に対して、内部での事例検討、研修会や勉強会の定期的な開催で事業所力の向上に努めます。

積極的に外部研修に参加するなど、他職種等との意見交換や関わりを深め、正確な情報収集、整理、新しい知識や技術の取得に努め、多様なニーズに対応します。また、確実に復命報告を行い、情報の共有等を図ります。

必要な関係書類の整理、管理を徹底します。また、自己評価、事業所評価を行い業務の管理に努めます。

職員自身の健康（心身状態）管理に努めます。また、困難ケースについては、事業所としてチームでの対応を徹底します。

(2) 積極的な地域とのかかわりの中で、信頼される存在となれるよう努めます。

社会福祉法人として、地域福祉の担い手として頼られる存在となるよう、地域に開かれた相談機関であることを広くPRし、継続して地域に貢献できる仕組みを作ります。また、地域包括ケアシステムの中での役割を理解し、地域の特性を生かしたまちづくりを目指していきます。災害時の対応や、その後起きる生活の維持についても定期的に検討し、実際に活用できるものの構築を図ります。

サロンや様々な自治会（グループ）への参加、地域行事への参加、日々の交流などから直接、情報交換を行い、地域と人とのかかわりを持ち、必要時にスムーズに連携が取れる体制づくりを行います。認知症や要介護者への理解を求め、地域で支えていくことができる仕組みづくりに努めます。

地域の相談窓口として立ち寄りやすい環境や機会を設けます。自宅での生活、地域での生活に必要な情報提供を行い、不足している必要な資源について共に考え、作り出す取り組みを行います。

災害時に必要な緊急時連絡カードを、家族、民生委員、サービス事業所等とともに作成し、実際に活用できる仕組みを作り、利用者や地域、関係機関とともに、災害について検討できる機会をつくるなど、災害対策をとります。

（災害時の避難先等についての確認、防災訓練への参加など）

(3) 切れ目のない充実した支援を目指し、様々なネットワークを活かしながら利用者、地域を支援していきます。

利用者を取り巻く様々な人、サービス事業所、資源、地域、環境を再確認し、顔の見える信頼関係を築くことで、ネットワークや連携の充実により、支援の質の向上を図ります。

利用者を取り巻く関係機関（家族、福祉、医療、地域）の役割を明確にし、連携することでのケアマネジメントの強化を図ります。

認知症、中重度要介護者、独居、高齢者世帯など、特性に対するケアマネジメントについて、多職種共同によるケアを充実します。

365日24時間、相談受付を行っている意味や意義を再確認し、地域の方が安心していつでも相談できる体制を作ります。また、在宅サービスでは対応が困難な、夜間・早朝の支援についても、活用できるサービスや支援を検討し、ケアマネジメントに活かしていきます。

法人内での連携や協力体制を強化し、法人全体の福祉の力の充実を図ります。

(4) 新制度の中で、安定した経営、運営をめざし事業展開を行っていきます。

新制度を迎え、また、今後次々と打ち出される新たな制度などにいち早く対応し、混乱や不安が起こらないよう、事前の丁寧な説明や対応を行います。また、利用者数が減少することがないように、社会福祉の理念に基づいた形で対応策を講じていきます。

毎月の実績や支援法などについて詳細に分析し、改善策について定期的な検討会等を実施することで、解決策や改善策の実践に努めます。

日々の業務内容を見直し、より効率的で効果のある事業に取り組みます。

制度の理解や次々に新たに打ち出されている様々な国、県、市等の計画について理解し、先を見通しながら業務や支援にあたります。

当事業所の考えだけにとどまらず、他の同事業所や関係機関にも出向き情報収集を行い、新たな企画や構想をもち事業運営にあたります。

4 年間事業予定

月	事業名等
4月	市介護支援専門員連絡協議会定例会研修、地域サロン参加
5月	地域区長・民生児童員訪問意見交換、多職種連絡協議会、地域サロン参加
6月	市介護支援専門員連絡協議会定例会研修、北ブロック介護支援専門員勉強会、地域サロン参加
7月	地域夏祭り参加、多職種連絡協議会、地域区長・民生児童員訪問意見交換、地域サロン参加
8月	市介護支援専門員連絡協議会定例会研修、法人内研修の実施、地域サロン参加
9月	地域区長・民生児童員訪問意見交換、多職種連絡協議会、北ブロック介護支援専門員勉強会
10月	市介護支援専門員連絡協議会定例会研修、地域サロン参加
11月	地域区長・民生児童員訪問意見交換、多職種連絡協議会、地域サロン参加
12月	市介護支援専門員連絡協議会定例会研修、北ブロック介護支援専門員勉強会、地域サロン参加
1月	在宅スキルアップ研修、多職種連絡協議会、地域区長・民生児童員訪問意見交換、地域サロン参加
2月	介護支援専門員現任研修、県老サ協研究大会、市介護支援専門員連絡協議会定例会研修、地域サロン参加
3月	地域区長・民生児童員訪問意見交換、多職種連絡協議会、北ブロック介護支援専門員勉強会、地域サロン参加

毎月定例会を実施。

明照ヘルパーステーション

平成27年度事業計画

1 目 標

利用者の望む生活に少しでも近づけるように、訪問介護員個々のスキルを高め、事業所全体で在宅生活の継続に向けて協力をしていきます

2 基本方針

利用者的一生の中での限られた時間の、さらに限られた時間を私たちは活動の時間としていただいています。貴重な短い時間の中で、訪問介護員それぞれが持っているスキルを最大限に発揮し、様々なニーズに対応できる事業所を目指します。災害への備えについても様々な事例を想定しながら取り組んでいきます。

3 重点事業

(1) 訪問介護の専門職として～ケアプランにそった介護の実践～

活動時には、利用者の生活の状況や身体状況などを観察しながら、ケアプランと訪問介護計画書に沿った活動を行います。

活動中での些細な変化や気付いたことは活動記録として記録し、現在の状況など各訪問介護員から情報を収集し検討を行い、自立した日常生活に近づけるように支援を行います。

利用者・介護者の状態把握及び適切な助言と関係機関との連携の強化
計画 サービス提供 モニタリング 評価 見直し・改善のサイクルの
確立化

ケアプランと訪問介護計画書をもとに事例検討や事業所内カンファレンスを実施し、情報の共有をすることでケアの質の向上につなげる

(2) 訪問介護員のスキルの向上と介護の質の向上を目指して～

訪問介護員が現在、有しているスキルは維持し、苦手な部分に関して訪問介護員それぞれに研修計画を定め、外部研修を含め、研修に参加をしていくことで事業所全体の「事業所力」を高め、認知症や中重度の利用者の受け入れに柔軟に対応できる体制を整えていきます。

毎月の定例会について、学びたいテーマを訪問介護員へのアンケートから抽出し、共通して学びたい分野として希望があがったものをテーマとして研修を実施します。また、年に2回、外部講師を招く等、さらに専門性を高めた研修を実施するなど、内容の充実を図っていきます。

(3) 災害に備えた取り組みとして～

訪問介護員の活動時は、利用者と1対1の関係にあり、万が一災害に遭遇した場合は、避難場所へ安全に誘導する存在でもあります。早急に、利用者個々の災害時の連絡先や避難先、主治医や持病の情報などを記入するシートを作成し、必要に応じて随時、見直しを行います。

毎月の定例会で災害時における問題等を具体的に検討する時間を設定し、それをもとに具体的な対応マニュアルを作成します。また、必要に応じて随時、見直しを行います。

台風などの災害時には、関係機関等と連携し、独居の利用者宅を訪問し安否の確認や戸締り、非常時の食事の確保などを行います。

(4) 利用者の拡大、経営の安定～

平成27年4月の介護保険制度改革で、今まで以上に厳しい時代がやってきます。平成26年度は、障がい者への訪問介護員派遣開始の年と位置づけをしていましたが、人材の不足やスキルの不足から準備を十分に行うことができなかったため、平成27年度中の派遣開始に取り組みます。

法人内居宅介護支援事業所のみならず、近隣にある他の居宅介護支援事業所に対して、積極的に事業所のアピールを行うことで、新規利用者の確保に努めます。

一人の利用者に対して複数勤務可能な訪問介護員を設定するなど、登録訪問介護員が柔軟に業務に従事できる環境づくりを行います。また、勤務体制等を常に見直すことで、新規の問い合わせがあった場合に、柔軟に対応できる体制づくりに努めます。

他のサービス事業所が糾合日としている日曜日の活動を積極的に受け入れ、夜間、早朝の活動にも柔軟に対応できる体制を整備し、地域包括ケアシステムの一翼を担えるよう努めます。

(5) 介護保険の枠では対応出来ないサービスへの対応

現在、介護保険外の活動を希望されている方は少数ですが、利用者の中には、経済的な面を気にして、サービス提供の依頼を躊躇している方もいるなど、介護保険外活動の潜在的なニーズがあるため、介護保険の枠に拘らず、「困りごと」には真摯に向き合う必要があります。どのようなニーズがあるのか情報を収集し、利用料の設定を含め、介護保険外活動のあり方を再検討し、在宅生活における困りごとに対応できる体制づくりを行います。

訪問介護員それぞれが意識して地域の資源が不足しているところを導き出し補えるよう、事業所全体で取り組んでいきます。

4 年間事業計画

月	事業名等
4月	ヘルパー定例会（外部講師を招いて、口腔ケアについて）
5月	ヘルパー定例会（訪問介護員の接遇について）
6月	ヘルパー定例会（食中毒・感染症について）
7月	ヘルパー定例会（身体介護 オムツ交換と車椅子移乗について）
8月	ヘルパー定例会（様々な精神疾患について）
9月	ヘルパー定例会（事業計画の中間の振り返り）
10月	ヘルパー定例会（外部講師を招いて身体介護の研修予定）
11月	ヘルパー定例会（認知症ケアについて）
12月	ヘルパー定例会（ひやりはっとなについて）
1月	ヘルパー定例会（高齢者に多い疾病について）
2月	ヘルパー定例会（身体介護・入浴の意味と清拭について）
3月	ヘルパー定例会（年間計画の自己評価、反省、次年度の目標）

その他

毎月の定例会時に事業所内カンファレンスを実施（災害時の取り組みも検討する）

介護職員勉強会への参加 担当訪問介護員を決めて出席

外部研修に積極的に参加 研修会に参加しやすい体制を整備。

グループホーム明照 平成27年度事業計画

1 目 標

最後まで住み慣れた地域の中で、安心・安全で穏やかに、自分らしさを大切に生活できる家庭を目指します。(いつまでも地域との関わりを持てる生活を大切にします。)

2 基本方針

開所当時と比較すると、利用者の要介護状態の重度化が年々進んでいる状況です。これまでのグループホームの機能だけでは、利用者の望まれている生活に対する満足度を高めることが出来ない状況に直面しています。いつまでも地域の中の一人として、自分らしく生活していきたいという利用者及び家族の思いは強く、その希望に応えるためには、これまでの地域との関わりだけでは新しい出会いや馴染みのある人、環境に触れることも少なく、広がりも少なく、取り組みが不十分であり、今後、地域と共に生活を行っていくためには、利用者・家族・地域をつなぐ機会を、さらに増やしていく必要があります。また、要介護状態が重度化しても、最後まで安心して自分らしさが尊重される生活を保障していく必要があります。

平成27年度は、要介護状態が重度化しても住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、日常的な健康管理に加えて感染症予防の取り組みや急変時の対応を、全職員が適切に行うことができるように研修等を通じて職員の能力(スキル)向上に努めていきます。また、利用者の要介護状態の重度化が進行する中で災害への不安がありますが、その不安を解消するためには、安全に迅速な避難を行うためのマンパワーが必要不可欠です。これまで以上に施設内の防災対策を行うことに加え、地域住民の力を拝借した、地域との相互機能(協力し合える関係)を構築し、強化することに努めるなど、非常時に備えていきます。

また「最後まで」との言葉の中には、「看取り」への思いがあります。「看取り推進委員会」を中心に、看取りを行うことができる環境(内的環境・外的環境)を早急に整備し、看取りの状態になってもそれに臆することなく、安心・安全なケアと尊厳ある生活が送れるように努めていきます。そのためには、職員のスキルの向上が重要であり、知識や技術だけではなく、「福祉人」としての豊かで優しい心(利用者や家族の気持ちに寄り添い)を養い、共に笑い、共に悲しみ、共に悩む事(共感・受容)等を大切にします。

利用者は、これまで地域の中でなじみのある生活を培ってきましたが、認知症によって利用者と地域との関係が遮断されてしまうことも少なくありません。グループホームにとって重要な機能の一つは、この関係を再構築することであり、そのためには、より深いアセスメント(課題分析)を行い、その結果に応じた支援に努める必要があります。

また、これからは、新たな出会いとして、地域とより長く深い関わりやつながりを持てるよう支援することも必要です。まだ地域に埋もれている社会資源の有効活用と、地域の方々に来所していただく交流だけではなく、地域へのアウトリーチ(出向く交流)を積極的に行っていくことで、利用者と地域との関わりの機会を増やしていきます。

日常生活の中で自分らしさを大切にするために、身体機能の維持・回復だけではなく、楽しみややりがいを目指した個別支援の充実化を図り、いつまでも自分らしく生活が楽しめるように支援していきます。

平成27年3月1日現在 【 平均年齢 平均88歳 】
【 平均要介護度 平均要介護3 】
【 利用者在籍年数 平均4年1ヶ月 】

3 重点事業

(1) 利用者がいつまでも地域の中の一員として、「自分らしく健康で」を目指し、毎日の生活を楽しみます。

認知症により自身で上手く主張ができないことから、体調の変化に気が付きにくい現状があります。また、感染症のリスクも高いため予防の取り組みも重要です。健康でいること

を前提とし、自分らしく馴染みの深い生活が送れるように努めていきます。

健康管理

日常生活での些細な変化を見逃さず、早期対応を目指します。そのために普段の状態観察（食事・排泄・バイタル）を徹底します。

感染症予防

感染症によるリスクが非常に高いため、予防の取り組みが重要です。職員は、内部研修で質を高めるとともに、感染症マニュアルに基づく、正しい感染症対策に努めます。

自分らしく楽しみややりがいを持つ個別支援

心身の活性化や機能回復のみに捉われず、これまでの生活歴を大切に、認知症があっても、これまでの生活を継続することができる喜びを共に感じ、また、新たな楽しみを、ともに探していきます。このことについては、職員会議(カンファレンス)で協議するとともに評価を行っていきます。

介護事故のない安全・安心な生活

要介護状態の重度化に伴い事故のリスクは高まっています。事故対策委員会を中心に、事故の状況分析及び対応策の検討を行い、再発防止に努めていきます。また、事故を未然に防ぐため、積極的にヒヤリハットを活用します。

より細かなアセスメント（センター方式の導入）

認知症による心身の状況変化に対して、きめ細かなアセスメント（課題分析）が必要です。担当職員が中心となりセンター方式を活用することで、新たなニーズや新たな支援に繋げ、利用者主体のケアを目指します。

緊急時対応

重度化に伴い状態が急変するリスクが高まることを常に自覚する必要があります。また、夜間帯においては、マンパワーが不足し対応が遅れるリスクがあります。急変時においても適切且つ迅速に対応できるように、環境整備や職員のスキル向上に努めます。

緊急時対応マニュアルの見直しを行うとともに、全職員へのマニュアルの徹底を図ります。

より実践的な応急処置に関する内部研修の実施(心肺蘇生法・酸素吸入使用方法・A E D使用方法)

夜間における利用者の安全確保の強化(夜間宿直体制の推進)

(2) 高品質なサービスを提供するためには知識・技術・情報・志が必要です。また職員全員のチームワークを大切にします。

職員個々のスキルを高めることでチーム全体のスキル向上を図り、質の高いサービスの提供を目指します。また、個人のスキルだけでは限界があるため、職員全員がお互いに協力し助け合えるチームワークを高め、より充実したチームケアの実践を目指します。

職員が同じ目標や理念を目指し、そのために各職員が取り組んでいることを自己評価するとともに客観的な評価も行い、自己の弱点やストリングス（強さ）を知り、チームワークの強化や弱点の克服を図ります。

研修計画の充実

必要なこと、弱点、苦手な分野を選定し職員自らが講師を務めることで弱点の克服を図ります。

研修アンケートを通じ講師を務めた職員の弱点を把握し、その克服のための研修計画を作成する。

研修に係る書類を整理し、いつでも、これまでの研修内容を振りかえることができるようにします。

ユニット体制の充実

ユニットの中心となるユニットリーダーは、人間性は勿論、組織性を高め、様々な場面でメンバーへの教育を行い、また、相談を受けるなどの取り組みを行います。

ユニットリーダー同士の連携も必要不可欠。協力し指導を行います。

情報の共有とそれに基づいた適切なケア

各種記録に基づいて情報の共有化を図ることに加えて、情報に基づいた適切なケアを実践します。また、記録だけでは把握することが不明な点などは、申し送り等で確実に確認した上で、業務やケアを行います。

サイボウズの活用など、あらゆる手段を活用します。

(3) 地域と共存できる施設づくり

これまでの馴染みのある人との関わりを深めながら、これからの新たな出会いも大切にしていけます。地域で発掘できる資源の有効な活用と、来所していただく交流だけではなく、地域へのアウトリーチ（出向く交流）を積極的に行い、利用者と地域とが関わる機会を増やす取り組みを行います。

地域ボランティア活動の発掘

限られたボランティア団体との交流のみならず、社会福祉協議会へ紹介を依頼するなど、多種多様なボランティアとの交流を行います。

地域とグループホームとの相互機能の推進

地域にとって有益となるグループホームの機能を、積極的に発信します。

緊急時の一時避難場所、介護相談、認知症講座、催し物の開催（文化祭については、地域住民の自宅を訪問するなど、積極的な参加を呼び掛けます。）

運営推進会議（きらきら会）の充実

年間計画に基づき、2か月に1回、実施します。また、委員が関心のあることを会議のテーマとするなど、内容を工夫します。

アウトリーチ（出向く交流）の機会を積極的に図る。

昔からの馴染みのある場所や行事に着目し、グループホームから積極的に出かけるなど、地域に対して働きかけを行います。宮崎市佐土原総合支所、佐土原地区地域包括支援センター、宮崎市社会福祉協議会佐土原支所などの地域情報の発信所から、常に情報を収集し、利用者に適している内容である場合は、グループホームから出向いて交流する機会を積極的につくります。

(4) 地域と安心できる防災対策

重度化が進んでいく中で災害は、利用者・家族が不安に感じていることの1つです。一刻の時間を争う中で、職員は安全且つ迅速に利用者の安全を確保しなければなりません。

様々な災害や状況を想定した避難訓練の実施

毎月1回、避難訓練を実施します。マンパワーが不足する夜間帯を想定した避難訓練も実施します。また、その訓練について職員会議等で検証し、より安全な避難について協議します。

避難マニュアルの検証及び見直し

重度化に伴い避難方法も変更となる可能性が高くなります。随時、避難マニュアルを検証し、必要に応じて見直すなど、安全で迅速な避難を目指します。

近隣事業所との協力体制の強化

災害は当事業所に限定されない場合があります。地震や水害など、近隣事業所と連携を図りながら、安全に避難することが求められます。そのため、年1回以上、合同で防災訓練を実施します。平成27年度は、地震による津波を想定した合同訓練を実施します。

緊急通報システムを活用した避難訓練

緊急通報システムを実際に活用した避難訓練を実施します。

(5) 看取りケアが確実に入る環境整備と実践

『最後まで』 = 『看取り』

「最後まで」との言葉の中には、“看取り”への思いもあります。「看取り推進委員会」を中心に、看取りを行うことができる環境（内的環境・外的環境）を早急に整備し、看取りの状態になっても、それに臆することなく安心・安全なケアが行えるように努めていきます。

実践的な看取りケアの研修計画（内的環境の整備）

確実に看取りを行うことができるための研修を、計画的に実施します。特に実践を重視し、そのために必要な知識・技術の習得に重点を置いた研修を看護師と協働で企画し、実施します。

内部研修 ~ 地域の訪問看護を講師として協力要請

外部研修 ~ 看取りケアをテーマとした研修参加の推進

安心して最後を迎えることが出来る環境及び必要備品の整備 (外的環境の整備)

安心して看取りを行うためには、そのための空間や新たな備品が必要になるケースもあります。何が看取りケアを行うために必要なのか、あらゆる機会を通して把握し、整備します。

利用者・家族の意向を尊重した看取りケア

家族への看取りの意向の確認とともに、家族会での看取りケアの勉強会を実施します。また、実際に利用者が看取り状態になったとき、その時の状況から意向が変わることも考えられるため、その都度、家族の想いを受容し柔軟に対応します。

(6) 家族との共同支援

利用者、家族、グループホームの絆を、より深めることができる取り組みを行います。利用者の心身の些細な変化も見逃さず、その状況を家族に報告する必要があります(ラブレター・電話・面会)。また、利用者・家族と一緒に楽しめる機会を増やすため、家族が参加する行事も継続して実施します。

利用者・家族が主体となれる行事を企画 (家族合同行事)

家族会や面会時に、利用者にとって馴染みの深い場所や思い出の地等を聴き取り、利用者・家族と一緒に楽しめる行事を企画します。(月1回)

生活状況報告書(ラブレター)や写真の送付

毎月の利用料等を請求する際に、生活状況報告書(ラブレター)や写真を同封しています。1か月の心身状態をカンファレンス内で報告・協議している内容を踏まえ、利用者の現状について適なくな情報を家族に報告します。

家族同士の意見交換や交流が図れる家族会の実施

グループホームに対する意見や要望を家族のニーズと捉え、その実現に向けて努力します。

家族内のテーマに看取りケアの勉強会を企画

年間4回を実施予定

4 年間事業予定

月	事業名等
4月	調理教室(ハンバーグ) 外出(久峰公園)音楽療法、園芸活動(ひまわり) 明照保育園こいのぼり運動会見学、誕生会
交流会	明照保育園 ひだまり柳丸館 明照デイサービスセンター
5月	調理教室(柏もち) 明照保育園芋の苗植え見学、ボランティア(舞踊) 外出行事(フローランテ) こいのぼり運動会見学、誕生会、母の日
交流会	明照保育園 ひだまり2号館
6月	調理教室(お好み焼き) 買物(しまむら) 外出行事(佐土原くじら館) 明照デイサービスセンターとの交流、佐土原保育園との交流、父の日
交流会	明照保育園 明照デイサービスセンター 佐土原保育園
7月	ボランティア(舞踊・民謡) バスドライブ(ーツ葉サンビーチ) 調理教室(ピザ) 佐土原夏祭り見学、バーベキュー大会~買い出しから企画園芸活動(収穫)
交流会	明照保育園 ひだまり1号館 那珂の郷
8月	誕生会、そうめん流し~買い出しから企画、調理教室(冷やし汁・ざるそば)
交流会	明照保育園 ひだまり柳丸館 明照デイサービスセンター
9月	敬老会、ボランティア(舞踊) 町内ドライブ、調理教室(いなり寿司) 誕生会 温泉へ行こう、運動会予行練習見学、外出(宮崎総合博物館)
交流会	明照保育園 ひだまり2号館
10月	明照保育園運動会見学、誕生会、買物(しまむら) ボランティア(民謡) バスドライブ(西都原~コスモス見学) 調理教室(よもぎ団子) 社会福祉協議会主催の祭りに参加、芋掘り
交流会	明照保育園 明照デイサービスセンター
11月	宮崎市歴史文化会館見学、ボランティア(舞踊) 調理教室(手巻きずし) 明照保育園発表会予行練習見学、グループホーム明照文化祭、誕生会
交流会	明照保育園 ひだまり1号館 原口保育園
12月	音楽療法(観賞会) 誕生会、餅つき・大掃除、調理教室(餃子) クリスマス会・忘年会
交流会	明照デイサービスセンター ひだまり柳丸館
1月	年始、初詣、新年会、ボランティア(新城地区) 調理教室(ぜんざい・焼きそば) 明照保育園との交流、ひだまり2号館との交流
交流会	明照保育園 ひだまり2号館
2月	節分、ボランティア(歌) 調理教室(バレンタインチョコ) 外食(ラーメン) 明照保育園との交流、明照デイサービスセンターとの交流
交流会	明照保育園 明照デイサービスセンター
3月	ひな祭り、ボランティア(民謡・舞踊) 誕生会、園芸活動(野菜・花植え付け) お花見(西都原古墳群)、鬼子母神大祭
交流会	明照保育園 ひだまり1号館

寒暖の影響がない晴天時には、毎日散歩を実施

印は、家族共同行事 今年度からの新しい行事

その他の行事等

- (1) 毎月定例会議：職員会議(月2回開催) 高齢者部定例会
- (2) 外部研修：宮崎県社会福祉研修センター、老人福祉サービス協議会等の主催研修
宮崎県央グループホーム連絡協議会主催
- (3) 内部研修：毎月(各職員が不足(苦手)している内容のテーマを選定、看取りケア研修)
*命にかかわる心肺蘇生等の研修は定期的実施
- (4) 運営推進会議(年6回：5月、7月、9月、11月、1月、3月予定)
- (5) 外部評価(年1回：10月予定)
- (6) 家族会(年2回以上、行事参加や懇親会を兼ねて実施)
- (7) 非常災害訓練(毎月1回：火災・地震・水災~津波など)
夜間想定だけでなく夜間帯に実際の訓練実施
近隣施設と合同での総合訓練実施(協力：宮崎市北消防署)

ひだまりデイサービスセンター 平成27年度事業計画

1 目 標

住み慣れた地域での生活が続けられることを目標として、笑顔の絶えない明るい環境をつくり、利用者が互いに手を取り助け合い、「ここは生きる喜びのある私の居場所」と感じてもらえるように支援します。

平成26年度は、利用者の十分な確保を満たすことができず収入が減少しました。平成27年4月の介護保険制度改正に伴い、デイサービスセンターの報酬単価が下がったため、これまでと同様の稼働体制では、さらに減収となります。また、通所介護に係る基準の改正からも、当事業所の運営形態の位置づけでは、運営転換、あるいは再整備が必要となります。経営の安定のためには、一定の利用者数の確保は大前提ですが、利用者の方々が安心して利用していただくためにも、制度改正に沿った当事業所の運営の位置付け（方向性）を明確にし、再整備していくことが求められます。

介護保険制度改正における小規模通所介護事業所の移行（地域密着型通所介護またはサテライト型事業所）、地域包括ケアシステムの構築に向けた多様なサービス体制（中重度の要介護者や認知症高齢者、在宅生活を継続できる機能）について、各関連機関や法人内事業所（拠点グループ）と連携して、当事業所でのあり方を整備して行きます。

2 基本方針

一人ひとりの個性や性格を尊重し、個々の悩みや考えに耳を傾け信頼関係を深めることで、利用者の精神的な安定を図ります。安心して過ごせる環境を提供するために職員間の連携を強化し、方向性を明確にして統一したサービスを提供していきます。職員の意識、知識の向上、技術の向上に努めます。

医療機関や介護支援事業所、利用者家族との関係を密にし、様々な人や地域との繋がりなど、地域包括ケアの充実を図ります。

法人内事業所、拠点グループと連携して、現状のひだまりデイサービスセンターのサービス体制を見直し、介護保険制度改正に沿ったサービス体制を構築していきます。サービス提供時間の延長や送迎、個別ニーズへの対応メニュー等の選択肢を増やし、利用者・家族が選択できる環境をつくります。目標に掲げた地域包括ケアシステムの構築に向けた多様なサービス体制づくりの中で当事業所の方向性を明確にし、それに向けた環境整備をします。新たな事業体への移行、サービス体制の構築等の方向性について、実施計画を作成し、計画的に取り組みます。

3 重点事業

(1) 利用者個々のニーズに対応した事業の展開

利用者の思いや悩みに気づき、応え、解決していくことで、精神的な安定を図っていきます。

利用者の個性や性格を把握した上で、周囲の環境にどのような影響を与えているかを分析し、解決をめざします。認知症の方に対して専門性を持って支援します。

生活リハビリを目的とした活動を積極的に取り入れ、在宅生活の継続に繋がります（個別ニーズ・地域包括ケア的な取り組み）

利用者、家族、ケアマネージャーとの連絡を密に行い、関係の強化を図り、いきいきと楽しく安全に過ごせるよう努めていきます（地域包括ケア的な取り組み）

アンケート調査等で、個々のニーズや意見を自由に出せる環境づくりに努めます。

家族が抱えている悩みに気づき、相談し合い、助言や支援を行っていくことで、介護

負担の軽減を図るとともに、在宅生活の継続へと繋げていきます。

利用時間の選択肢を広げ、利用者・家族のニーズに合わせたサービスの提供を行います（シフトの見直し・サービス提供時間の延長）

新たな事業体への移行と新たなサービス体制の方向性を明確にし、移行に伴う実施計画を作成し、計画的に取り組みます。

(2) 職員の知識と技術レベルの向上を図る

思いやりの心を持って利用者と接することのできる職員像を目指します。

内部研修、外部研修へ参加し、知識向上を図ります。また、復命報告を行うことで知識・技術を共有し、職員の意識統一を図ります。

利用者のニーズに対して、積極的に臨み支援を行うことができるよう、職員全員の意識と能力の向上に努めます。介護の専門的な知識や認知症の専門性を持つことのできる職員を目指し研修を受講するなど、資格取得へ向けた環境を整えます。

職員同士がそれぞれの業務内容、行動状況を把握し、自覚と責任をもって行動し、常に利用者の状況が把握できるように努めます。

ヒヤリ・ハットメモを意識して書くことができ、検証を行うことで、事故の未然防止に努めます。

新たな事業体への移行に係る体制準備やサービス体制の方向性の明確化を、全職員で取り組み実現していきます。

(3) 地域との関係を深め交流を行う

ボランティアと一緒に取り組める活動を検討し、実施、反省を行うことで、関係性の強化を図ります。

地域の方との関係性をつくり、気軽に交流できる環境を目指します。

近隣のサロン等との関係性をつくり、交流を深めていきます。

(4) 利用者の確保を行い経営の安定を図る

広報紙を活用し、関係機関への活動内容の理解を促します。

屋内外の環境を整備し、明るい雰囲気づくりを心掛けます。

関係機関に対して、積極的に事業所のアピールを行います。

拠点グループと連携して、他事業所の地域での役割を理解し、その中で当事業所の機能が地域福祉に貢献できるよう制度改正に沿った、運営体制を構築していきます。

(5) 非常災害への対策

年2回（8月、2月）火災を想定した避難訓練を実施します。火災時の対処方法を認識し、職員及び利用者の防災に対する意識づけができるように努めます。

年1回（10月）震災・津波を想定した避難訓練を実施します。また、不審者対応の研修や訓練に参加し、その環境整備に努めます。

内部研修を実施し、非常災害時の対応方法や知識を身につけます。

消火設備の点検、避難通路の確保に努めます。

4 年間事業計画

月	事業名等
4月	桜見学、フローランテ宮崎見学、ひだまり柳丸館交流会
5月	花菖蒲見学、ひだまり2号館交流会、明照デイ交流会、
6月	佐土原保育園児との交流会、バスドライブ、外食
7月	七夕祭り、グループホーム明照交流会
8月	そーめん流し、夏祭り、避難訓練、すいか割り
9月	敬老会、明照デイ交流会、ひだまり柳丸館交流会、バーベキュー
10月	ひだまり2号館交流会、運動会、バスドライブ、那珂の郷運動会見学、外食、佐土原保育園児との交流会
11月	グループホーム明照交流会、明照デイ交流会、バスドライブ(秋を探して)、焼き芋会、コスモス見学
12月	ひだまり柳丸館交流会、クリスマス会、餅つき会、忘年会、佐土原保育園児との交流会
1月	初詣ドライブ、書初め、新年会、明照デイ交流会、
2月	ひだまり2号館交流会、節分、難山見学、梅見学、避難訓練、外食
3月	グループホーム明照交流会、ひなまつり バスドライブ、佐土原保育園児との交流会

その他.

(1) 毎月実施する行事

誕生会、料理教室、ハーモニカ演奏会、散歩活動と併せて美化活動、日本舞踊鑑賞 大坪先生～奇数月 第2土曜日 宮崎先生～奇数月 第4金曜日、斎藤先生～偶数月 その都度連絡

外出行事に合わせて買い物

(2) その他の行事

天神地区内清掃、天神地区夏祭り、音楽教室(随時)フラダンス鑑賞(随時)火災を想定した避難訓練(年2回、8月・2月)震災津波を想定した避難訓練(年1回、10月)

(3) 会議

担当者会議、ケース会議(職員会議) 行事検討会議(職員会議) 高齢者部定例会議、職種別研修会(看護・介護)

(4) 外部研修

宮崎県社会福祉研修センター、地域包括支援センター主催研修、宮崎市通所介護連絡協議会研修

(5) 内部研修

職務規定、身体拘束、非常災害、認知症ケア、プライバシー保護、事故・緊急時の対応、感染症、相談・苦情処理、事業計画の反省

デイサービスセンターひだまり2号館

平成27年度事業計画

1 目 標

『可能な限り、住み慣れた地域で安心して暮らしてもらいたい』

2 基本方針

平成27年度は介護保険制度が改正され、新たなルールに沿ってサービスを提供していくことになり、今後、増加傾向にある中重度の要介護者や認知症高齢者への対応が必須となります。そのため、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを進め、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、尊厳を持って自分らしい生活をおくるためのサービスが必要です。当事業所では、「地域包括ケアシステム」の一端を担うため、今後出現する様々な問題に対応すべく、「在宅支援の延長」に重点を置き、利用者の心身機能の維持・向上だけでなく、地域との繋がりを強化し、地域における福祉活動の拠点となるように努めます。

3 重点事業

(1) 在宅生活の延長に繋がる残存能力の発揮及び新たな能力の開発

他者からの支援を受けながらも在宅生活ができるだけ続けられるよう、自宅でも行える生活リハ・機能リハ・諸活動を提供することにより、現在の心身機能の維持・向上に繋げるだけでなく、新たな能力の開発を目指します。そのために、現在必要な介助・介護と自立している部分を見極め、個々に合ったサービスを提供し、在宅生活の延長に繋がるよう努めます。

「現在の能力を見極める」

利用者の様子をじっくりと観察し、今できることとできないことを見極めます。

「残存能力の維持」

「待ちの介護」を基本とし、できることは継続していただくことで、残存能力の低下を予防します。

生活リハ（洗濯物たたみ、干し、トイレ・浴室への移動等）や機能リハ（平行棒運動、集団体操等）諸活動（作業レク、外出行事等）を提供し、心身機能の維持と向上を図ります。

「新たな能力の開発」

利用者からニーズを引出し、その実現に向けて個別にサービスを提供し、能力の開発・定着を支援します。

「レスパイトケア」

送迎時や担当者会議等で家族が抱える問題を聞き取り、各関係機関と連携を取りながら問題が解決・終結するよう努力します。

「地域支援事業に向けた取り組み」

要支援者や一次・二次予防事業の対象者に配食サービスによる安否確認やサロン事業等を展開することにより、在宅生活で困っていることなどを聞きだし、助言やアドバイスを行うことで、在宅生活の延長とそれにより生じる不安の解消を図ります。

地域の民生委員やボランティア等、在宅生活を送る上で関係する地域資源との連携を強化し、高齢者が住みやすい地域環境の構築に努めます。

(2) ホスピタリティの精神

「マナー」とは相手に不快感を与えない最低限のルールですが、そこに「心」が加わると「ホスピタリティ」（心からのおもいやり）に変わります。ホスピタリティの精神に沿ったサービスを提供することで利用者や家族の満足度を向上させ、安心と信頼を届けることができるよう努めます。

真に利用者に向き合い、利用者のことを考え、

- 1) 利用者の満足
- 2) 利用者の喜び
- 3) 利用者のニーズの充足

の3つを追求することで、利用者だけではなく家族にも満足していただけるサービスを提供します。

利用者は人生の先輩であることを念頭におき、常に尊敬の念を持って接します。

ホスピタリティを通して利用者・家族と信頼関係を築き、安心・安全に利用できる施設づくりを目指します。

職員が中心ではなく、利用者を中心にサービスを提供し、落ち着きのある安心できる雰囲気や環境をつくり、そのあるがままを受け入れ、その意思を尊重します。

(3) 地域との信頼関係の構築

地域における福祉活動の拠点となるべく、地域との連携を強め、関係性を強化し、地域に根付いた施設づくりに努めます。また、地域の方が気軽に足を運べるよう開放的で透明性のある施設を目指します。

地域の行事へ積極的に参加します

地域福祉たすけあい事業（サロン）等の受け入れに力を入れます

施設での行事等において、地域の方々が気軽に足を運べる環境づくりに努めます

地域の民生委員等を招いての情報交換会を開催することで、地域の現状について情報を交換しあい、地域に密着した施設運営を行っていきます

(4) 新規登録者の開拓・確保と経営の安定

新規登録者が増えない状況が続く中で、入院される方やショートステイの利用によりキャンセルされる方が多いのが現状です。また、在宅生活が困難なため、施設入所者も年々増加しています。そのため、各関係機関との情報交換や営業活動、地域ケア会議等へ参加することで当施設を宣伝し、新規登録者の開拓・確保に努めます。

居宅介護支援事業所への営業を行います

中重度の要介護者や認知症高齢者を積極的に受け入れます

利用者や家族の満足度を把握するため、定期的にアンケートを実施します

ランニングコストの削減（ムダを省く）に努めます

(5) 災害時に備えた取り組み

災害時の被害を最小限にとどめるため、常日頃から各訓練を行います

消防設備保守点検等委託業者による消防用設備等の点検を実施します

定期的に訓練を実施し、災害時の被害を最小限にとどめられるよう努めます

（避難訓練、消火訓練、119番通報訓練、災害等に関する職員研修）

ハザードマップにて周囲の状況を把握し、速やかな避難に繋がります

必要に応じて、施設を開放し地域住民の避難場所として活用します

食料や水等の備蓄を行い、災害時や緊急時に備えます

4 年間事業計画

月	事業名等
4月	来訪、野外活動、誕生会、料理教室、桜見学
5月	花菖蒲見学、誕生会、ピクニック、料理教室、来訪、野外活動
6月	紫陽花見学、料理教室、誕生会、避難訓練、来訪
7月	七夕祭り、バーベキュー、誕生会、料理教室、野外活動、地域サロンとの交流会
8月	ソーメン流し、誕生会、夏祭り、料理教室、来訪、すいか割り
9月	敬老会、料理教室、誕生会、外食、地域サロン交流会、農園芸、野外活動
10月	運動会、料理教室、誕生会、来訪、ピクニック、野外活動
11月	コスモス見学、誕生会、料理教室、焼き芋会、来訪、外食、避難訓練、地域サロンとの交流会
12月	クリスマス会、餅つき大会、忘年会、保育園児交流会、誕生会、来訪
1月	初詣ドライブ、誕生会、書初め、カルタ大会、鍋会、新年会、料理教室、
2月	節分、誕生会、雞山見学、梅見学、地域サロン交流会、料理教室、外食、
3月	誕生会、保育園児交流会、舞踊見学、料理教室、野外活動、来訪

その他の行事・会議・研修等

(1) 他事業所との交流会は、随時、計画して実施する。

(2) 毎月定例会議：職員会議・利用者ケース会議・行事検討会

(3) 柳丸館との合同研修（定期実施）

(4) 外部研修：宮崎県社会福祉研修センター、老人福祉サービス協議会等の主催研修・宮崎市通所介護連絡協議会定例会

デイサービスセンターひだまり柳丸館

平成27年度事業計画

1 目 標

『私たちは以下の基本方針及び重点事業に基づき、専門的な立場から科学的介護を実践し地域包括ケアの実現に取り組みます。』

2 基本方針

- (1) 私たちは「介護を科学する」の意味を正しく理解し、提供するサービスに全て医学的見地または社会的援助等の根拠や付加価値を持たせ説得力ある方法で介護を実践し、プロとしての行為であるという認識に立ち専門的なサービスの提供を行います。
- (2) 地域包括ケアシステム構築に向けた柔軟な対応を行います。

同一建物内利用者または自宅への送迎利用者が将来、中重度の要介護者や認知症が進んだとしても住み慣れた地域で自分らしい生活が送れるように、多職種で構成される職員で一丸となり、根拠を持ったサービスを提供します。具体的にはサービス提供時間の延長や医療依存度の高い利用者の受け入れや個別活動の範囲の拡大、若い世代の方々にも喜んでいただけるような余暇活動の充実を目指します。また定期的に満足度調査を実施し、利用者からの要望に柔軟に対応していきます。

地域包括支援センターを中心に、居宅介護支援事業所を始め、各医療機関や近隣のサービス提供事業所等と連携し、高齢者が暮らしやすい環境づくりを目指します。また、通所介護事業所を利用しない日であっても利用者を支える地域連携の拠点としての機能を展開します。

介護予防利用の方は平成27年度から3年以内に完了し、新しい総合事業によるサービスへ移行しますが、未認定者も含め、今後も自主サロン事業等の通所型サービスを中心とした横だしサービスの提供を行ないながら、生活支援サービス提供の可能性を検討して行きます。
- (3) 職員の資質向上について。

事業開始から5年が経過し、職員も十分に経験を積んできましたが、更に質の高いサービスの提供を目指し、内外研修に積極的に参加するなど、職員のスキルアップや自己研鑽に努めます。具体的には全職員の「認知症サポ・タ養成参加・オレンジリング取得」を目指し、必要に応じて地域に出掛け認知症に関する知識や情報を幅広く伝え、地域包括ケアシステム構築に向けた活動の一助を担います。

中重度化、高度の医療依存化している利用者も引き続き安心して利用できるように介護技術の向上、医療知識、緊急時対応等の知識習得に努めます。また、前年度の介護事故発生状況を勘案し、介護事故が発生しやすいピークタイムの職員配置の見直しや見守りを重視し事故発生防止に努めます。
- (4) 災害時の対応
台風、地震等の災害発生時は地域の方々と協力し合い地域住民の避難所として施設機能を開放するとともに、必要に応じて看護師等の専門職の派遣、食料や車両提供などの支援を行います。
- (5) 社会福祉法人の使命として、今以上に地域に情報を発信し、地域貢献のための取り組みや地区社会福祉協議会主催の地域住民との交流会や地域包括ケア会議等にも積極的に参加し、地区住民の社会福祉法人に対するニーズを把握し、それに対応できるよう取り組みます。

3 重点事業

(1) 重度の認知症利用者の対応

ひだまり柳丸館では住宅型有料老人ホームを併設していることもあり、利用者の認知症の進行や行動障害の変化等を評価しやすい環境にあるため、職員はスキルアップできる環境にあります。平成27年度は、重度の認知症を呈する方の受け入れを行うことを、広く地域包括支援センターや居宅介護支援事業所並びに医療機関等にPRし、事業所の強みとしてアピールしていきます。そのためにも内部研修の開催や外部研修の参加を積極的に行っていきます。

(2) 団塊の世代の利用者に対するサービス

現在数名の団塊の世代の方が利用されていますが、平成26年度の反省から、個別メニ

ユーの増加など更にサ・ビス内容を充実することが求められます。今後は選択肢を数多くし、幅広い年齢層の利用者がともに楽しめる活動を提供します。

(3) 感染症対策の徹底

平成27年度も、引き続き季節に応じた感染症等への対策を徹底します。特に12月～2月までの3か月間は、デイホ・ル内の消毒や湿度の管理を徹底します。免疫力が低下しつつある高齢者には、軽度の感染症でさえ生命を脅かしてしまうため、職員が媒体とならないことはもちろん、外部からの進入も常に気を配り防止していきます。万が一感染症に感染した場合も、速やかに医療機関と連携をとり疾病に適した対応を行います。

(4) 残存機能低下防止・向上

病院から退院し即デイサービス利用となる利用者が増えつつあります。在宅生活を継続していくためにも、特に要介護認定の利用者家族のレスパイトケアを意識し、現在の残存機能を個別機能訓練により維持または向上を目指します。看護職員（機能訓練指導員）を中心に医療機関のPT、OT、ST等のセラピスト等の専門職と情報を共有し、利用者に必要な訓練や徒手療法を提供します。

4 年間事業予定

月	事業名等
4月	新年度開校式、ひだまり1号館との交流会、調理実習（たこ焼き）海での魚釣り、お茶ドライブ、グループホームとの交流会、避難訓練 お花見、体重測定、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ
5月	調理実習（すずかステラ）、外食ドライブ、海での魚釣り、江平保育園児との交流会、グループホームとの交流会、避難訓練、体重測定、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ
6月	那珂の郷との交流会、明照デイサービスとの交流会、4～6月生誕会（住宅型合同）、調理実習（フルーツパイキング）、避難訓練、体重測定、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ
7月	ひだまり2号館との交流会、そうめん流し、七夕祭り、調理実習（冷汁）、海での魚釣り（弁当持参）体重測定、避難訓練、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ
8月	スイカ割り大会、調理実習（かき氷）、外食ドライブ、グループホームとの交流会、体重測定、避難訓練、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ
9月	明照デイサービスとの交流会、敬老会（住宅型合同）、調理実習（白玉団子）7～9月生誕会（住宅型合同）ひだまり1号館との交流会、体重測定、避難訓練、宮崎市介護支援ボランティア受け入れ
10月	那珂の郷との交流会、平成27年度大運動会（住宅型合同）調理実習（鈴カステラ）、海での魚釣り（弁当持参）、コスモス見学、体重測定、避難訓練、宮崎市介護支援ボランティア受け入れ
11月	外食ドライブ、ひだまり2号館との交流会、江平保育園児との交流会、調理実習（白玉ぜんざい）体重測定、非難訓練、宮崎市介護支援ボランティア受け入れ
12月	グループホームとの交流会、10～12月生誕会（住宅型合同）ひだまり1号館との交流会、クリスマス忘年会（住宅型合同）餅つき大会、門松製作 体重測定、避難訓練、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ
1月	初詣、新年会（職員による獅子舞）調理実習（たこ焼き）調理実習（焼き芋） 体重測定、避難訓練、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ
2月	節分豆まき、外食ドライブ、那珂の郷との交流会、体重測定、非難訓練、宮崎市 介護支援ボランティアの受け入れ
3月	難山見学・調理実習（おぼぎ作り）・西都原菜の花見学・江平保育園児との交流会 （お別れ会）、体重測定、避難訓練、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ

その他の行事・会議・研修等

- (1) 他施設との交流会：江平保育園との交流会
- (2) 毎月定例会議：当該介護支援専門員又は地域包括支援センター主催による利用者担当者会議（自宅又は住宅型有料於）・企画会議（翌月行事検討）・給食委員会・デイ部門職員会議（利用者モニタリング）・ひだまり2号館との合同研修会（奇数月）
- (3) 外部研修：宮崎県社会福祉研修センター、老人福祉サービス協議会等の主催研修・宮崎市通所介護連絡協議会定例会
- (4) 必要研修（内部）：職務規定、医療行為、プライバシー保護、感染症、身体拘束、健康管理、事故緊急時対応、非常災害、認知症、就業規則、相談・苦情、業務マニュアル

住宅型有料老人ホーム柳丸館

平成27年度事業計画

1 目 標

「入居者皆様のニーズやワズズに応じて適切な医療・食事・悪化予防支援・住まい・生活支援を提供し、住み慣れた地域で自分らしい生活が送れるように支援します。」

2 基本方針

事業開始して5年を迎え、緊急時の医療機関との連携や看護師を中心とした協力医療機関（すずき内科クリニック）との日頃の連携も年々良好となってきました。入居者の皆様の楽しみの1つでもある食事の充実。また心身ともに現在のレベルの維持、低下しないための声かけや励まし。居室や共有スペースの様々な整備・見守り・買い物等の生活支援等、これからも入居者一人ひとりのニーズや、本人も気づいていないニ - ズ（ワズズ）に合わせた適切なサービスの提供に心がけ、日々充実した自分らしい生活を送っていただけるよう努めます。

3 重点事業

(1) 悪化予防の為の支援

入居年数の長い方は年齢を重ねられ、入居当時より手厚いサービスが必要になるケースが増えて来ています。現在の心身の状態を維持するための悪化予防の支援や認知症予防対策を行なっていきます。

併設デイサ - ビスセンタ - 部門との連携を密に行い、介護保険の根幹でもある自立（自律）支援の取り組みを強化していきます。

入居者の担当職員が、入居者の日々の状態把握に努め、心身の微妙な変化を敏感に察知し、早めの対応・改善に努めます。

(2) 医療面の支援

昼夜問わず、常に入居者の急変の可能性があります。日々の緊急時における入居者の緊急連絡先の再確認を行い、主治医や救急隊への早急かつ的確な連絡のあり方を再度見直して行きます。

職員が研修会でに行っているC P R等の救急法の知識を生かし、いざという場面で実践できるよう定期的に職員会議等で周知・徹底します。

(3) 災害に備えた取り組み

施設機能を地域に提供する観点から、災害時の避難場所として活用していただくようにしていきます。その為に避難された方への数日間の食糧の確保ができるような、食糧及び生活必需品の備蓄を業者と連携しながら行ないます。

毎月1回、避難誘導訓練を実施し、災害の内容を地震・台風・火災等と避難誘導先を変化させた取り組みを実施します。

同一建物内であるすずき内科クリニックと連携し、合同での避難誘導訓練を年2回実施します（共同防火管理協議会）。

(4) 新たな課題・ニ - ズへの対応

社会福祉法人としての使命感を持ち、住宅型有料老人ホームで提供可能な新しい総合事業による生活支援事業や社会貢献を行うために、第一弾として柳丸町で何が必要とされているかを穂地区社会福祉協議会や地域包括支援センタ - と連携してアウトリ - チを行な

い、ニーズの把握を行ないます。

4 年間事業予定

月	事業名等
4月	毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・避難訓練
5月	江平保育園との交流会(デイサービスと合同)毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・第1回運営懇談会・避難訓練
6月	4～6月生まれの方の誕生会(デイサービスと合同)毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・避難訓練
7月	毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・避難訓練
8月	毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・避難訓練
9月	敬老会(デイサービスと合同)・7～9月生まれの方の誕生会・毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・避難訓練
10月	大運動会(デイサービスと合同)毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・避難訓練
11月	江平保育園との交流会(デイサービスと合同)・毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・第2回運営懇談会・避難訓練
12月	10～12月生まれの方の誕生会・クリスマス忘年会(デイサービスと合同)・毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・避難訓練
1月	新年会(デイサービスと合同)・毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・避難訓練
2月	毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・避難訓練
3月	江平保育園との交流会(デイサービスと合同)・毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・避難訓練

上記以外の毎月実施の行事等

- (1) すずき内科訪問診療を月2回実施及び訪問歯科診療を必要に応じて適宜実施。
- (2) 月2回の買い物の日を設け生活支援サービスを実施。
- (3) 外部からの移動出張理美容利用・衣類訪問販売・食料品の注文販売適宜・クリ－ニング、その他入居者生活の利便性を高める為の社会資源の活用。
- (4) 体重測定を月1回実施(毎月1日から3日の三日間)実施。
- (5) 毎朝のバイタル測定。
- (6) デイサービスセンター・ひだまり柳丸館との交流会及び合同行事。
- (7) 毎月の献立表配布及びインフォメーションボード活用。
- (8) 行事食の提供。

その他の会議・研修等

- (1) 定例会議：企画会議(管理者、生活相談員) 淀川食品株式会社との給食会議(入居者代表参画) 住宅型有料部門職員会議(入居者カフェイン、行事検討会、復命研修)ひだまり2号館との合同研修会(奇数月)
- (2) 外部研修：宮崎県社会福祉研修センター、老人福祉サービス協議会等の主催研修、県市介護支援専門員連絡協議会、その他必要と思われる会議
- (3) 必要研修(内部)：職務規定、医療行為、プライバシー保護、感染症、身体拘束、健康管理、事故緊急時対応、非常災害、認知症、就業規則、相談・苦情、業務マニュアル、介護保険関係

那珂の郷 平成27年度事業計画

1 目 標

多機能事業所としての長所を生かしたサービスの提供を図り、利用者の社会的自立力を高めていきます。また、社会的自立力の大きな要素である経済的自立のための生産活動の充実を図り、利用者の工賃アップに努めていきます。

また、相談支援事業所との連携を図り、障がいのある方々の権利擁護の推進と生活の自立の支援を図ります。

2 基本方針

- (1) 相談支援事業の充実と強化に努めます。
- (2) 利用者の障がいの程度、特性に応じたサービスの提供に努めます。
- (3) 日中一時支援事業の利用者数の拡大に努めます。
- (4) 地域イベント等に積極的に参加するとともに、地域に開かれた施設運営に努め地域への貢献に努めます。

3 重点事業

(1) 個に応じた支援計画の作成

各事業所のねらいを踏まえた上で、利用者の興味、関心、能力、個性を適正に把握し、また、サービス等利用計画をもとに個々の利用者に応じた支援計画を作成します。

利用者ひとりひとりの長所を伸ばし質の高いサービスの提供と満足度向上に努め、新たな課題や問題にも対応します。

(2) 生産活動の充実と工賃アップの推進

平成26年度の反省を踏まえ、各事業所の特性を生かしながら工賃アップに繋がります。

利用者が働く喜びを感じるとともに、労働への意欲向上に繋げる支援を行います。

利用者のスキルアップを図り、必要な知識、技術を身につけるなど、工賃アップに努めます。

販路の拡大に努め、施設の生産品の宣伝に繋がります。

(3) 家族会（那珂の郷の会）との連携強化

那珂の郷の会（保護者の会）の懇親会に参加するなど、積極的に保護者との交流を深め、保護者との連携強化を図ります。

施設への苦情には、誠意を持って速やかな対応に努めます。

保護者会との連携を、交流を深めていきます。

保護者がいつでも施設へ来られるような雰囲気づくりに努めます。

(4) 関係機関との連携の充実

特別支援学校の実習等を積極的に受け入れ、那珂の郷の活動状況を紹介していきます。

学校の長期休業期間中の特別支援学校生徒の日中一時支援事業の利用を促がし、通所利用に繋がるようなサービスに努めます。

特別支援学校の実習を積極的に受け入れ、実習生一人ひとりに応じた手厚い支援に努めます。

障がい者就業・生活支援センターや相談支援事業所等の関係機関との連携を図っていきます。

(5) 職員研修の充実

職員の利用者への処遇能力を高める取り組みを行います。

各事業所間の連携を図り保護者の要望に答えられるよう、職員の処遇能力を高めます。施設外研修へも積極的に参加し、事業所毎の知識を深め、職員のレベルアップを図ります。

(6) 災害に備えた取り組み

定期的な防災訓練を行い、災害に備えます。

4 年間事業計画

月	事業名等
4月	合同交流会 新規利用者歓迎会、那珂の郷の会保護者会
5月	合同交流会 園外レク遠足
6月	合同交流会 誕生会
7月	合同交流会 スイカ割り大会、ミニプール遊び
8月	合同交流会 七夕、夏祭り、合同防災訓練
9月	合同交流会 誕生会、収穫祭
10月	合同交流会 運動会
11月	合同交流会 園外レク遠足
12月	合同交流会 餅つき大会、新田原基地航空祭前日見学、誕生会、クリスマス会
1月	合同交流会 新年会、鏡開き、成人祝い
2月	合同交流会 節分、ボーリング大会、合同防災訓練
3月	合同交流会 園外レク遠足、誕生会

その他、毎月実施する行事等

(1) 全事業所

バイタルチェック・ロッカー整理
車両整備
レクダンス
移動図書館での本の借用と返却

(2) 就労継続支援事業B型

生産活動（農耕・手工芸・食品加工）
施設外就労

(3) 就労移行支援事業

施設内生産活動
施設外就労
職場実習
ハローワーク訪問（その他サポート機関利用）

(4) 生活介護事業

生産活動、創作活動、音楽活動、美化活動、運動、調理実習、生活訓練、社会見学、施設間交流会、余暇活動、販売所納品集金、生産品配達、回収（アルミ缶等）

(5) 日中一時支援事業

公共施設の利用
カラオケ支援
ファミリーレストランでの外出支援、食事支援等
金銭管理支援（昼食代）
買物支援（金銭管理支援）
地域のイベント参加
運動
ゲーム

事業別の個別の計画は、次ページ以降のとおり。

就労継続支援B型事業

1 目的

利用者が働くことを通して、自己の存在感を見出し、将来、地域での自立した生活を展望できる支援体制づくりを目指します。

2 基本方針

利用者の障がいの程度、特性に応じたサービスの提供に努めていきます。そのために、社会性や協調性を身に付けられるよう一人ひとりのニーズを把握し、必要とするサービスを考え、個別支援計画を作成した上でサービス提供に努めます。

また、生産活動を充実させ、利用者のスキルアップを図っていくとともに工賃アップに努めていきます。

3 重点事業

(1) 利用者の理解と個別に応じた支援計画の作成

個々の利用者に応じたサービスの質を高めるとともに満足度向上に努め、定期的にモニタリングを行い新たな課題や問題にも対応します。

サービス提供連絡表
サービス提供記録票
就労継続支援B型個別支援計画書
三者面談
相談支援員との担当者会議

(2) 信頼関係に立った人間関係の構築

利用者と職員の豊かな信頼関係を構築したサービスに努めます。

合同交流会の充実
日々のコミュニケーション

(3) 基本的生活習慣の育成

基本的生活習慣を習得できるよう、個々の利用者に応じた支援に努めます。

身嗜みの確認
健康管理
報告・連絡・相談の徹底

(4) 社会性の育成

利用者が地域生活での自信や自覚を持ち、自立した生活を送ることができる能力を身に付けることができるよう努めます。

園外でのレクリエーション
販売等への参加、近隣の田畑での環境整備

(5) 生産活動の充実・工賃アップの推進

必要な知識・技術を身に付け、販売、生産活動の立案を行い、充実を図ります。また、信頼を得られる商品づくりに努め、売上高の向上に努めます。

生産活動に必要な知識・技術を身につけ、利用者のスキルの向上を図る
ニーズに合わせた生産計画や商品企画
販売場所の開拓、イベント等への参加

(6) 災害に備えた取り組み

定期的な防災訓練を行い、災害に備えます。

各関係機関の立会のもと訓練を実施

4 年間事業予定

P 4 7を参照

就労移行支援事業

1 目的

利用者の就労を目指します。

2 基本方針

利用者の社会生活、就労へと繋げるための取り組みを行います。

3 重点事業

(1) 利用者の理解と個別に応じた支援計画の作成

個々の利用者に応じたサービスの質を高め満足度向上に努め、新たな課題や問題にも対応します。

- サービス提供連絡表
- サービス提供記録票
- 個別支援計画書の作成
- 三者面談
- 相談支援員との担当者会議

(2) 信頼関係に立った人間関係の構築

利用者と職員の信頼関係をもとにした活動に努めます。
共同作業、流れ作業等チームワーク作業への取り組み
他事業所との合同作業、行事への取り組み

(3) 基本的な生活習慣の育成

社会参加と自立支援に努めます。
基本的な挨拶訓練
身嗜み確認
報告・連絡・相談の徹底

(4) 社会性の育成

地域生活の充実をめざし、地域貢献にも取り組みます。
近隣の公園等も視野に入れた環境整備等の訓練

(5) 訓練活動の充実

生活面の自立、社会生活と就労に必要な知識・技術の訓練を行います。
施設外就労
宮崎地区就労担当者会にて職場体験実習へ参加
個別支援

(6) 求職活動の推進

求職活動を各関係機関と協力し、行います。
公共職業安定所への登録
障害者職業・生活支援センターへの登録

(7) 災害に備えた取り組み

定期的な防災訓練を行い、災害に備えます。
各関係機関の立会のもと訓練を実施

4 年間事業予定

P 47を参照

生活介護事業

1 目的

地域での自立した生活を目指します。

2 基本方針

- (1) 生活介護は「明るく、楽しく、元気よく」
- (2) 活動は「やって見せ、やらせて、褒めて、言い聞かせ」

3 重点事業

(1) 利用者の理解と個別に応じた支援計画の作成

個性を適正に把握し、個々の利用者に応じた支援計画
サービス提供連絡票（以下、「連絡票」という。）を活用した支援計画
家族の要望等に即した個別支援計画書の作成

(2) 信頼関係に立った人間関係の構築

利用者と職員：成功体験による安心感と信頼感の醸成
利用者相互：他事業所との合同レクリエーション、各行事での交流
保護者と職員：保護者と職員による利用者の世界や情報の共有

(3) 基本的生活習慣の育成

生活訓練を取り入れたプログラムの作成
日常生活における細やかな指導、支援
自立を促すための支援計画

(4) 社会性の育成

公共施設の利用及び社会見学
社会で生活していく上で最低限のマナーやスキル向上のための支援計画
各施設訪問（プリント配布、米配達等）による社会性、対人関係の醸成

(5) 生産活動の充実

アルミ缶、ペットボトル、廃油回収
生産品の配達、販売所納品集金（農作物・さをり織り・工芸品等）
過大不燃物（家電・自転車等）回収
利用者に過重な負担とならないよう配慮

(6) 余暇活動の充実

季節に応じた行事計画
回収・配達等の移動は、ドライブ等を兼ねる
創作活動や音楽、カラオケ、スポーツでの自己表現
パソコン、インターネットの活用

(7) 家族会との連携強化

苦情対処における真摯な態度
問題解決のため家族との密な報告、連絡、相談
個別面談、連絡票の活用

(8) 災害に備えた取り組み

各関係機関の立会のもと訓練を実施
ハザードマップの活用

4 年間事業予定

P 4 7 を参照

日中一時支援事業

1 目的

- (1) 在宅における介護が困難な家族の負担軽減に努めます。

2 基本方針

- (1) 障がい程度や特性に応じたサービスの提供に努めていきます。
- (2) 日中一時支援事業の契約数と利用実績の拡大に努めていきます。
- (3) 特別支援学校生の受け入れを積極的に行っていきます。
- (4) 相談支援事業との連携を図ります。

3 重点事業

(1) 利用者の理解と個別に応じた支援内容の実施

個々の利用者に応じたサービスの提供に努めます。

利用者の興味・能力・関心・個性を把握しサービスに努めます

見守りや日常的な訓練等を行い、施設内外のサービスに努めます

常に安全に危機管理を持って支援に努めます

(2) 信頼関係に立った人間関係の構築

利用者と職員の間関係、保護者と職員の間関係の構築に努めます。

利用者や保護者との交流に積極的に参加します

利用者一人ひとりとコミュニケーションを大切にします

(3) 基本的生活習慣の育成

地域で生活することを目標に、基本的生活習慣の習得に努めます。

身嗜みの確認

礼儀作法の習得

(4) 社会性の育成

社会参加できる能力を身に付けさせ、地域社会で楽しく生活できるよう支援に努めます。

地域のイベントに積極的に参加して地域の方々との交流を深めます。

ファミリーレストランでの昼食マナー支援を行います

買い物学習と金銭管理支援に努めます

(5) 家族との連携強化

利用者の施設への苦情には常に誠意と意識を持って対応するとともに家族の願い等も誠意で対応し、家族との信頼関係の構築を目指します。

学校の長期休業期間中の特別支援学校生徒の日中一時支援事業の利用の促しも積極的に行っていきます。

利用者の保護者にも気軽に施設見学ができるよう声かけし、日中一時支援事業の利用について積極的に説明を行っていきます。

(6) 災害に備えた取り組み

日頃から災害に対する意識を高める

4 年間事業予定

P 4 7 を参照

相談支援事業

1 目的

障がいがある方のさまざまな問題について、本人や家族、関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

障がい福祉サービスの利用者に対して、サービス等利用計画を作成し、サービスが計画にもとづいて、きちんと提供されるようモニタリングを行ないます。

2 基本方針

相談支援の実施にあたっては、利用者、家族の心身の状況、利用者及び家族の置かれている環境及び日常生活全般の状況等、利用者が希望する日常生活を営むことが出来るように、常に当該利用者の立場に立って、利用者に提供される障がい福祉サービス等が不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。

3 重点事業

(1) サービス等利用計画の作成

利用者と家族の意向を尋ね、必要に応じたサービスを計画作成します。

(2) 信頼関係に立った人間関係の構築

利用者の立場に立ち意思の疎通を図ります。

家族の気持ちの理解が出来るように努めます。

自らその提供する指定相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。

(3) 事業所との連携の強化

市町村、障がい福祉サービス事業者等と連携を図ります。

虐待の防止及び早期発見のため、関係機関との連絡調整などを行います。

(4) 災害に備えた取り組み

定期的な防災訓練を行います。